

5 日目 (12 月 18 日)

第4回福生市議会定例会会議録（第22号）

平成21年12月18日福生市議会議場で第4回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聰君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第4回福生市議会定例会議事日程(5日目)

開議日時 12月18日(金) 午前10時

- | | | | |
|-------|-----------------|---|--------|
| 日程第1 | 議案第64号 | 福生市組織条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第2 | 議案第66号 | 福生市水道事務所設置条例を廃止する条例 | (審査報告) |
| 日程第3 | 議案第65号 | 福生市特別会計条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第4 | 議案第67号 | 平成21年度福生市一般会計補正予算(第3号). | (審査報告) |
| 日程第5 | 議案第68号 | 福生野球場整備工事請負契約について | (審査報告) |
| 日程第6 | 議案第69号 | 市道路線の廃止について | (審査報告) |
| 日程第7 | 陳情第21-6号 | 介護保険に関する陳情書 | (審査報告) |
| 日程第8 | 陳情第21-8号 | 東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する陳情書 | (審査報告) |
| 日程第9 | 陳情第21-11号 | 都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入
反対の意見書採択に関する陳情書 | (審査報告) |
| 日程第10 | 議案第72号 | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 日程第11 | 議案第70号 | 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 日程第12 | 議案第71号 | 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 日程第13 | 議案第73号 | 平成21年度福生市一般会計補正予算(第4号) | |
| 日程第14 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について | |
| 日程第15 | 議員提出議案第7号 | 東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する意見書 | |
| 日程第16 | 議員提出議案第8号 | 都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約
導入反対を求める意見書 | |
| 日程第17 | 議員提出議案第9号 | 一般国道16号にかかる意見書 | |
| 日程第18 | 議員派遣について | | |
| 日程第19 | 閉会中の継続審査申し出について | | |
| 日程第20 | 特定事件の継続調査について | | |

午前１０時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成２１年第４回福生市議会定例会５日目の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大野聰君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（吉野議会事務局長報告）

- １ 追加議案等の送付について（議案第７０号・議案第７１号・議案第７２号・議案第７３号・諮問第１号）（別添参照）
- ２ 議案の受理について（議員提出議案第７号・議員提出議案第８号・議員提出議案第９号）（別添参照）
- ３ 専決処分の報告について（別添参照）
- ４ 本会議資料の提出について（議案第７０号・議案第７１号・議案第７２号関係）（別添参照）

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大野聰君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る１２月１６日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告させていただきます。

まず日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案及び陳情の審査報告を、日程第１から日程第９までとして組ませていただきました。

それから、新たに市長から議案４件と諮問１件、また、議員提出議案３件が提出されました。

日程第１８の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするもので、本日の日程に組ませていただいております。

それと、日程第１９号及び日程第２０につきましては、閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査として組ませていただきました。

日程の順序につきましては、お手元に御配付の日程表のとおりと決定いたしております。

それから、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第１０、議案第７２号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第１１、議案第７０号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第１２、議案第７１号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例、日程第１３、議案第７３号、平成２１年度福生市一般会計補正予算（第４号）、日程第１４、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について、日程第１５、議員提出議案第７号、東京都住宅供給公社の家賃値上げ

反対に関する意見書、日程第16、議員提出議案第8号、都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対を求める意見書及び、日程第17、議員提出議案第9号、一般国道16号に係る意見書につきましては、それぞれ慎重審議の上、即決することと決定しております。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側からの協議事項がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございますが、今定例会の最終日でございますので、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします

○議長（大野聰君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり各委員会から審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略をいたします。

日程第1、議案第64号、福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 増田俊一君登壇）

○総務文教委員長（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第64号、福生市組織条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、定住化担当の所管替えということだが、これまでの都市建設部での優良住宅の指導などはどうなるかとの質疑あり、理事者より、今での優良住宅の指導については、そのまま都市建設部で行う。今回、定住化担当を生活環境部に所管替えした大きな理由としては、都市建設部では、ハード中心のまちづくりの定住化施策であったが、今後は子育て支援などのソフト事業の充実や、喫緊の課題である商業施設の再生といった、まちのにぎわいを図りつつ、総合的に解決していこうというもので、連携を取りながら進めていく形となる、との答弁がありました。

別の委員より、今回、都市建設部が対象となってグループ制が引かれているが、今後ほかにグループ制を引くようなところはあるのか、との質疑あり、理事者より、今回、モデル的に都市建設部に導入させ検証する中で、効果的なところがあれば導入していく考えである。また、企画調整課では業務担当により職員を編成替えするなど、いろいろな形態をとりながら、行政改革を担う体制を考えていきたいとの答弁がありました。

また別の委員より、この組織改正はどこで検討されてきたのか、経過など、内容を教えてほしいとの質疑あり、理事者より、検討の状況、経過については、副市長を長とした組織等検討委員会を設置し、4回ほどの検討を行った。

その間、各課への調査、ヒアリングを1カ月半ほど行い、それに基づき、企画調整課から提出された素案を検討して、最終的に庁議で決定し、この案をつくった。

抜本的な組織の見直しは、3年に1度という形で進めていくが、毎年状況にあわせて小規模になると思うが、検討していくような体制を考えていきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員より、教育委員会に地域教育支援係が新設され、学社連携・融合を所管するということだが、学校支援地域本部との関連について説明してほしい、との質疑があり、理事者より、学校と地域の連携に関することと表現したが、これは事務分掌でつくるときの表現で、具体的には固有名詞がまだ決まっていないが、連携推進本部のようなことを担っていくところで、現在、指導室でもかなり力を注いでおり、庶務係でも学社連携の所管を行っている。

また、社会教育では、具体的な事業として立ち上げていることから、今後支援化本部を具体化するに当たっては、指導室との連携を密にして、学校とのつながりを保ちながら、この事業を進めていく、との答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第64号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第2、議案第66号、福生市水道事務所設置条例を廃止する条例を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、議案第66号、福生市水道事務所設置条例を廃止する条例の審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、水道事務所には、福生町の時代から長い歴史といろいろな思いがあるので、一つの冊子にして後世に残したらどうかという意見があるが、何か考えがある

のかという質疑があり、理事者より、福生町から行ってきた水道行政の沿革を、A4サイズのものを手づくりでつくる予定があるとの答弁がありました。

別の委員より、昨年3月31日に業務が終わった後、1年間は事務所が置いてあり、何か業務を行っていたと思うが、明神下公園にある災害用の給水設備のメンテナンスはどうなるのかという質疑があり、理事者より、明神下公園には耐震の給水槽があり、月に一度程度、その水質検査を行っていたが、東京都水道サービスが水道局から委託を受け、維持管理をしていくと聞いているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり、御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聡君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第66号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聡君） 日程第3、議案第65号、福生市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 串田金八君登壇）

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、議案第65号、福生市特別会計条例の一部を改正する条例の審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、新旧対照表の中で、「掲げる」という表示が漢字から平仮名に変わっている理由について質疑があり、理事者より、国文の表記が変わったためという答弁がありました。

別の委員より、福生市内の水道管の布設状況などの情報がすべて東京都に移管され、今後は何の必要もない状態なのかという質疑があり、理事者より、今後は東京都水道局から、専門の東京水道サービスに委託して維持管理をしてもらうことになるが、移管の状況は、現在5割程度との答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案の

とおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。  
審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第65号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第4、議案第67号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については、総務文教、建設環境、市民厚生 の3常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務文教委員長、増田俊一君。

（総務文教委員長 増田俊一君登壇）

○総務文教委員長（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、議案第67号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）について審査報告をさせていただきます。

初めに、歳入全般、債務負担行為の補正及び地方債の補正についての理事者の説明の後、質疑に入りました。

主なものとして、委員より、市税の特別土地保有税は、八高線、J R の関係ということだが、どういう経緯なのか、また、国庫補助金の新型インフルエンザの予防接種だが、どのような計画を立てたのかとの質疑あり、理事者より、まず初めの特別土地保有税は、昭和48年に土地の投機を抑制、あわせて土地の供給促進に資することを目的として創設された。

特別土地保有税は、公共交通の用に供する土地は非課税となっているが、取得した土地がまだその目的に使用されていない場合は、税額は発生するが徴収猶予となる。

しかし、その目的として使わない場合には、徴収猶予を取り消すこととなり、本税にその課税の発生時から納付までの延滞金を納めていただくことになる。

今回の補正は、J R が八高線の複線化のために平成5年から9年にかけて買収した土地のうち、資材置き場として使用する予定の66.67平方メートルを、その利用する見込みがなくなったことから、隣接地主に売却したことによる徴収猶予の取り消し、納税となったものであると。

また、次の新型インフルエンザ予防接種の助成見込み数については、従来の季節性インフルエンザ、高齢者に助成を行っているが、それよりも多めの6677人を予算計上したとの答弁がありました。

別の委員より、債務負担行為の住民情報システムで、今後5年間の運用費用とあるが、年度ごとにはどれくらいになるのか。現年で同じようなシステムの費用がかかっているかと思うが、それと比べて結果的に高くなるのか安くなるのか。また、データシステムがダウンしたときなどの対応はどのようになっているのか。その関連で、相手の回線が切れてしまったりとか、不通になったりしたときはどうなるかとの質疑があり、理事者より、各年ごとの運用費用と現行との比較だが、初年度は1月から3月までで、2年目以降だと、新システムの方が9546万円程度、これに対し現行の1年分の費用が1億203万円程度となり、700万円ほど安くなる。

また、システム全体を群馬県のジーシーシーの会社のところにあるデータセンターに預けて、そこと通信回線をつないで運用する計画である。データセンターや通信回線に障害が起きた場合のために、非常用に、庁内に小さいサーバーを設ける。データセンター自体は電源が二重化、通信回線も別な通信会社と契約して、必ずどちらかが生きている状態を確保するという想定となっているとの答弁がありましたが、再度委員より、システムの中に収納情報、収納管理、口座管理システムとあるが、将来的にコンビニ払いとかクレジット払いというシステムは、新たに組み込まなくてはいけないのか、それとも標準でついているかとの質疑あり、理事者より、コンビニ等の新たな収納方法は、今回のシステム更新の計画の段階で、既に収納課課税から計画が出ており、この業者選定の中で標準の機能で対応できることということを条件にしている。

したがって導入する場合には、システム側は準備ができているという形になるとの答弁がありました。

また別の委員より、基地交付金の関係だが、資産価格はなぜ増加したのか。また、小学校の水飲栓直結給水化事業は、早急に全校やっていただきたい。東京都の補助期間中に全部終わらすことはできないのかとの質疑があり、理事者より、基地交付金の資産価格については、東京都が防衛省に行って台帳閲覧という形で把握をしている。資産価格は、土地の部分と家屋の部分、工作物の部分がある。土地は5%程度ふえている。家屋は6390万円ほど増加、工作物については、34億円ほど増加している。

この理由については、土地については台帳価格が改定されたということで、家屋については、面積が4000平方メートル弱ほどふえており、工作物は、通信ケーブルの埋設に伴う工作物の価格が台帳に記載されている。

基地交付金は、全国の資産で案分していることから、福生市の価格が5.6%ほど資産価格がふえることとなった。

また、東京都の水飲栓直結給水化モデル事業の補助機関が平成19年度から平成28年となっている。全校に設置するよう、今後努力していくとの答弁がありました。続いて歳出に移り、理事者の説明の後、質疑に入りました。

主なものとしては委員より、市民会館の屋上防水改良事業費だが、最近、断熱防

水というのがあり、大分冷暖房の使用量が減るということを聞いている。こういったものが検討されたのかどうか教えてほしいとの質疑があり、理事者より、現時点では断熱防水というものを検討していない。アスファルト防水とウレタン防水による放水工事としているとの答弁があり、同委員より、市としてもスクラム・マイナス50%と言われるように、CO₂の削減を目指している。本当に残念なことなので、検討し直すことは可能かどうか再度質疑があり、理事者より、この予算内容については、ウレタン防水とシート防水で計上している。断熱防水になると費用がかかることになり、今回の設計では難しいと思っているとの答弁がありました。

同委員より要望として、工事にかかわるコストの増もあるだろうが、冷暖房でいえばランニングコストの部分で減らせる部分もある。環境というか、温暖化防止に向けた観点も絶対必要だと思うので、今後あるとすれば是非ともその辺は盛り込んで検討していただきたいとの要望がありましたが、別の委員からも、議会では特別委員会をつくりCO₂対策に取り組んでいる。これだけ日本じゅう、世界じゅうが温暖化対策を進めていく中で、みんながやっていることは、率先して行政がやらなければいけないと思うので、強く要望するとの意見がありました。

次に、別の委員より、選挙費、ポスター掲示用がベニヤでつくられているが、1回で捨てるのか。例えば全国選挙のものは、全国统一規格と決められているのか。福生市議会議員選挙のときには、何回も使えるようなものをつくるとかということは可能なのか。ベニヤで毎回つくらざるを得ないかどうか教えてほしいとの質疑があり、理事者より、確かに全国で選挙のときに一斉につくるわけだが、福生市の計上の材質については、再生ボードを現在使用している。選挙が終わった後には、業者が引き取り再利用している。ポスター掲示用の一区画の面については、縦横42センチと決まっており、公職選挙法どおりの規格でつくっているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 次に、建設環境委員長、串田金八君。

（建設環境委員長 串田金八君登壇）

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、議案第67号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）の審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、農業費の家庭菜園整備工事の内容と、公園整備における土地測量委託料の中で、測量の範囲と登記料は、市が負担するのか、地主が負担するのかについて質疑があり、理事者より、家庭菜園整備工事の内容については、伐採と伐根をした後に区画割をしてロープを張り、水道栓を立てる。また、公園における測量の範囲については、土地全体を測量して、それから分筆をさせていただき、登記については市で行うという答弁がありました。

別の委員より、家庭菜園管理費について、17区画に対して大体どれくらいの応募があるのかと予測しているのかという質疑があり、理事者より、通常では1.6倍程度の応募だが、来年3月をもって鍋田地区の家庭菜園を土地所有者にお返しするために、ここでの利用者31名が応募される予想もあるとの答弁がありました。

別の委員より、南田園二丁目の土地を家庭菜園として使えるようになった事情について、土地を貸していただいていた際、5年、10年といった期間を貸していただけるという約束があるのかという質疑があり、理事者より、使えるようになった事情は、土地の所有者が相続でいただいた土地ということであり、今まで畑として使っていた土地であることと、所有者が昭島市に住んでいるということから、福生市に利用していただくには申し分ないとのこと。

また、土地を貸していただく期間は2年間ということで約束をしており、なるべく早い時期に地主には次年度以降の意思を伺い、利用者になるべく長い間継続できるように努めるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 次に、市民厚生委員長、杉山行男君。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、議案第62号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）について審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、児童福祉総務費、民間保育所等振興費の障害児加算、延べで91名分、加算後の実態としては何名になるか。義務教育就学児童医療費助成事業費の内訳は、また、インフルエンザ費用の増についての内訳はどうなっているか。生活扶助費については、現在ハローワークで行っているワンストップ・サービスの影響をどのように見ているか。私としては、各市町村の窓口が一番適していると思っているが、との質疑がありました。

理事者より、民間保育所等振興費の保育所障害児加算補助金728万円は、対象児童数を、今回91名増ということで、決算見込みで、年間延べ324名を見込んだ補正であり、見込み額は2592万円である。

義務教育就学児童医療費助成制度の助成費の内訳は、10月より本人負担が3割のうち200円という形で、市の側でほとんど3割を負担しているが、10月以前は1割負担であるので、一人当たりの医療費単価ということでなく、1回当たりの3割分の医療費の金額での答弁になるが、当初1回当たり3割分を1764円で算定していた。実際の受診実施結果では、1回あたりの3割分の単価を1932円で積算した。

インフルエンザに関しては、1人当たり2回受診して、3割分を5000円で算定させていただいた。

生活保護費の扶助費の補正に伴う関連で、ハローワーク、ワンストップ・サービス等については、生活保護費の扶助費５０００万円は、おおむね６９０世帯を見込んで計上した。

しかしながら、この６９０世帯はハローワークの実施に伴う見込み増加分には含まれていない。ハローワークの試行実施は、１１月３０日に実施した。ハローワーク青梅では、１２件の利用者があった。生活保護に対する相談については１件あり、福生市には該当はなかった。ハローワークのワンストップ・サービスについては、雇用促進事業の補完的要素という位置づけであり、生活保護に直接結びつくものではないと国は申している。

予算計上させていただいた金額は、６９０世帯をおおむね６カ月で計算しており、今現在が６８０世帯ほどになっているので、その分を月数、延べで７００世帯まで対応ができる可能性があると考えている。

ただし、医療費、扶助費については積算が大変難しく、手術等が生じた場合、１件当たり１００万円以上かかる場合もあるので、増減については非常に難しいものがあるとの答弁がありました。

別な委員より、介護給付費及び特例介護給付事業は、居宅介護サービスが７名、ショートステイサービス２名の単価増はどのくらいの増加が発生しているかとの質疑がありました。

理事者より、本年４月１日から障害福祉サービスの報酬改定、平均で５．１％のアップがあった。基本的な考え方は、一つ目が良質な人材の確保、二つ目がサービス提供事業者の経営基盤の安定を図るため、三つ目がサービスの質の向上、四つ目が地域生活の基盤の充実、五つ目が中山間地域への配慮、六つ目が新体系への移行促進ということで、新体系へのサービスには１７事業ある。今回の居宅介護サービス等については、家事援助が特に３１．３％のアップがあった。

金額については、按分だが１５事業、介護給付費の関係で、居宅介護サービス費は、報酬改定約１５０万円、ショートステイサービス６万円、訓練等給付費、終了以降支援サービスは１２万７０００円、就労継続が１５万円であるとの答弁がありました。

さらに別な委員から、福祉バスについて、排ガス規制で今の車の運行が１２月でできなくなる。１月から３月までの代替バスを運行するということだが、具体的にどうなっているか。ハローワークのワンストップ・サービスはいきなり厚生労働大臣から話が出て、東京都を通じて各市町村の橋があったようだが、市長会ではどのような経過で受け入れたのか。非常に狭いハローワーク青梅に、西多摩各市がどういう形で職員を派遣したのかとの質疑がありました。

理事者より、１月から３月の代車は、運行業者に確認したところ、同程度の車両が確保できるということだ。利用者に迷惑のかからない方向で調整をしていきたいと思っている。周知については、広報で「車両が少し色などが変わります」というふうなことでお知らせをし、混乱のないようにやっていこうと思っている。ワンストップ・サービスの話が労働局から来たのだが、１１月１５日くらいだったと思う。１１

月30日にワンストップ・サービスを開始しますと、それを受けて各市町村、自治体の了承を得たとプレス発表されたから、市長会の中では、色めき立ち、ある意味「お上のお達しではないのか」というふうな言い方をされて、市長会の役員の皆さんは、都や国に対して疑問をぶつけたようだが、八王子市長が途中で遮って、「1回やってみよう」という形で決定された部分がある。行革推進まっただ中の本市としては、1名の職員を提供するのは、非常に困難なところであると思っていた。

ハローワークのワンストップ・サービスには、23区、26市すべてのところで、何らかの形で派遣がされている。青梅ハローワークは、非常に狭いところでした。当初は5つの各福祉事務所から2名ずつの派遣要請があった。福生市からは1名が参加した。このエリアの中の社会福祉協議会からも3名が参加しているようだと答弁がありました。

また、別な委員より、ワクチンの助成金がオーバーした場合の負担金割合はどうか。扶助費で、認可外保育所利用者補助金は、当初予算では1231万4000円、638人分と書いてあったが、今258人分と説明があった。当初予算時の1人当たり補助金額1万9300円であれば500万円ぐらいの金額になるがどうなっているかとの質疑がありました。

理事者より、インフルエンザの関係は、概算払いであるので、足りなければまた請求をして、余ればお返しするという形でいくと考えている。認可外保育所利用者補助金は、人数は258人、平均の補助単価は当初予算では1万9300円だが、21年度の実績を見ると単価が上がってきている。今回決算見込みの中では、2万1596円で、2296円の増を人数と合わせて見込んだとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第67号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第5、議案第68号、福生野球場整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務文教委員長 増田俊一君登壇)

○総務文教委員長(増田俊一君) 御指名をいただきましたので、議案第68号、福生野球場整備工事請負契約について審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、以前概要のところで、照明灯4カ所、内野のクレイ舗装とかが入っていたが、別契約になるのか。また、芝生だが、外野の舗装で人工芝にすると、現在ある芝生をどこか別のところに移設するのか、どういうふうな使い方をするのかとの質疑があり、理事者より、外野舗装の人工芝は8024平方メートル、スコアボードは1基で、外周擁壁については324.7メートル、防球施設は、全体的に一番低いところが14.9メートルで、一番高いところが25メートルとなっている。全体で166.5メートルとなる。スタンドベンチは、施設が1072席ある。455席を増設し、合計で1527席になる。照明灯は4基、27メートルと24メートルが2基、2基追加して現在あるものは撤去し、新たに設置する。この工事は別に、電気工事を発注する。トイレは男子用の小が2、大が2、女子用の大が2、あと多目的が一つとなっている。

今ある天然芝の活用の方法については、機関の方に市民に開放して取っていただくようなことも検討したが、雑草等がまざっており、配布できるような状態でないということから、再利用は考えていないとの答弁がありましたが、同委員より、内野のクレイ舗装というのは、以前、工事に入っていたが、これに関しては、この中でやるということでもいいのかとの再質疑あり、理事者より、内野のクレイ舗装は3036平方メートルで、この中の工事に入っているとの答弁がありました。また別の委員より、人工芝の耐用年数はどれぐらいとを考えているか。分離発注の電気工事の入札過程や、その工事内容と、照明灯の工事内容について説明してほしいと。また、駐車場の工事だが、桜の木はどうするのか。枝が年中落ちてくる桜が何本もある。風が吹くと駐車場に一番枝が落ちるので、苦情が来る。駐車場というより桜の方が多く、車も非常に置きにくい。事故の防止の面から、また、グラウンド全体に道路に桜が出ていることから、掃除の面からもどう対処するのかとの質疑があり、理事者より、人工芝については、10年から15年という耐用年数がある。

今回、外野だけだが、サッカーの利用などもできるようなことも考えているので、基本的には、10年から12年ぐらいを耐用年数と考えている。メンテナンスについては、現在、業者への発注は考えていない。

人工芝の場合、一番課題になるのは、土の部分と人工芝の境の部分で、一番土がまざったり、硬化したりという課題がある。また、使っている芝が倒れる、寝てきてしまうという現象は、一番芝にはよくないが、今それを起こす機械があり、来年度の予算要求に上げていく予定としている。あと、鳥のふんが原因で、雑草が生えてくるということがあり、今委託をしているシルバー人材センターとの管理の中で、含めて対応していきたいと基本的には考えている。電気設備工事を分離発注した理由は、電

気設備工事に照明灯4基があり、工事費も大きく、全体で行うより工期の短縮が図られることからである。また、市内業者への発注機会の増大等を考慮した。

今回、電気整備工事の設備工事の予定価格は、1億2383万6000円、落札業者は、東大和市にある雄電・巖特定建設工事共同企業体で、入札額は9280万円で、落札比率74.9%となっている。4つの共同企業体が参加し、その中で、市内については1社、細谷電気が参加していた。

桜の剪定については、木と木の間にある育ちの悪い部分の桜の伐採を計画している。

工事に伴う剪定等も一部に入れる予定で、全体的な桜の管理については、まだ方向性は出していないが、検討していくことになるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり同意することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第68号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第6、議案第69号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 串田金八君登壇）

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、議案第69号、市道路線の廃止についての審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、土地の払い下げにおける時間的な経営についてと、具体的な金額についての質疑があり、理事者より、隣接する二つの土地が同一所有者になったのが平成19年であり、こちらから声をかけて応じていただいた。

金額については、10.12平方メートルの土地に対して、参考の鑑定価格で、大体71万6000円程度になる予定であるとの答弁がありました。

さらに同委員より、金額については今後決定されるのかとの質疑があり、契約管財課でしっかりと鑑定をした後に確定するとの答弁がありました。

別の委員より、市道として持っているのと廃道して市の普通財産で持っているのとは違いがあるのかとの質疑があり、理事者より、赤道に関しては歴史があり、60年代にはどんどん廃道していった経緯もあるが、民法に取得時効という法があり、土地を20年なり全く知らないで10年程度使っていると所有権が出てくるので、道路として残しておく方がよいと考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第7、陳情第21-6号、介護保険に関する陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 杉山行男君登壇）

○市民厚生委員長（杉山行男君） 御指名をいただきましたので、陳情第21-6号、介護保険に関する陳情書の審査報告をさせていただきます。

理事者側より提出された資料の説明がありました。

委員より、福生市における介護保険に関しては、ただいま理事者側からの説明にあったように、サービスの提供にあつては機械的に、一律に保険給付の可否を判断することなく、必要に応じて介護保険専門委員を初め、関係者から情報を得るなど、個々の利用状況に応じた判断を行って、きめ細やかなサービス提供を行うよう事業者に指導しているとのことであり、具体的なトラブル等も発生していない状況である。継続して利用者の立場に立って事業の運営をお願いすることであると思う。したがって、本陳情は、不採択とされてはいかかかと思うとの意見がありました。

別な委員より、介護保険サービスは、新政権のもとでは、このままでよいはずは

ない。陳情項目は、「軽度障害者、要支援１、要支援２に対する利用限度額を上乗せ措置を実施してください。」

２点目は、「都の生計困難者に対する利用者負担軽減事業を、市の助成でより利用しやすいものにしてください。対象者の要件から預貯金、資産要件を外し、収入要件のみで利用できるようにしてください。せめて預貯金要件を緩和してください。」

二つ目が、「事業所の負担分を全額市で負担し、どの事業所でも利用できるようにしてください。」

３点目が、認知症予防、閉じこもり防止、運動機能向上、メリハリのある生活リズムの確立のため、地域住民との交流や散歩含む外出介助に関して、保険者として積極的にケアプラン算定を認めてくださいであり、現行の介護保険制度を活かして利用することは、このような実施が必要と考えるので、本日採択されるよう提案しますとの意見がありました。

さらに別な委員より、福生市としても介護と別な意味での下支えとして、収入の少ない方への家賃助成も復活している。国立市がやっているから福生市でもという、財政基盤の面からいかかと思う。

２番目の対象者要件から、預貯金、資産要件を外して、収入要件のみでいうのを、せめて預貯金の要件を緩和してくださいというのは、個人的には理解するが、現行は、比較的多い方は、土地は持っているが現金収入が非常に少ない。年金が少なくて生活に困っているというような方も結構いらっしゃる。

いろいろな形で緩和は大事なかなと思うが、生計困難者に対する利用者負担軽減の利用者負担分を市で負担してくださいとなると、これは介護保険だけの問題であれば、ああそうかなと思われるが、全体の社会保障の制度からして、いかななものかなと思う。

３番目は、２１年７月２４日の「適切な訪問介護サービスの提供について」の事務連絡を反故にして、やっていないというのであれば話は別だが、市においては、市は精いっぱい努力されている。別な事務連絡などを見ても福生市においては、ひとり暮らしの、実際には家族がいる世帯においても、昼間に実質にひとり暮らしになる方についての調理等の家事援助サービスについては、積極的にケアしているというふうな事実もあるわけで、それがかえって福生市の全体の介護保険を含めた社会保険、社会保障制度に影響を与えるのではないかと判断している。

よって、採決をされるのであれば、不採択の立場を取りたいと思うとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見がありましたので、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番奥富喜一君。

(8番 奥富喜一君登壇)

○8番(奥富喜一君) 陳情第21-6号、介護保険に関する陳情書について、日本共産党として賛成討論を行います。

2002年度から2008年度の7年間で、税制と社会保障の改悪が進められ、国民にとっては、負担増と給付の削減で年間13兆円、累積で50兆円もの被害を受けたこととなります。

現在の日本の人口およそ1億2700万人として、赤ちゃんも含め1人当たり約40万円、4人家族で約160万円の負担増、給付の削減の勘定となります。

しかも年収2000万円、3000万円以上の方は、逆に減税、負担減ですから、その分も低い収入の層が余分に負担しました。とんでもない不公平、非道な庶民いじめの政治が行われたわけです。

介護サービスでも、重い費用負担、不透明な認定制度、サービスの利用制限など、国の給付抑制によって「保険あって介護なし」の事態が広がり、介護事業者の倒産も相次いでいます。当市でも1件の介護事業者が今年3月で閉鎖しています。

貧困と格差が広がる中で、社会保障拡充への国民的な要求が高まっているにもかかわらず、社会保障費用の削減を強行してきた結果、そのしわ寄せとして医療、福祉の現場に深刻な混乱をもたらし、一方では、利用者・国民に命と暮らしの不安を増大させてきました。

原因はこれだけではありませんが、結果として1955年の保守合同による自民党結党以来初めての衆議院第一党の座からの転落でした。新政権のもとでは、このままでよいはずはありません。同時に、国民生活が間違った政治で脅かされているときにこそ、地方自治体の本来の仕事、住民の安全、健康、福祉を守ることの発揮が求められます。

陳情項目は、1、軽度介護者(要支援1、要支援2)に対する利用限度額に上乗せ措置を実施してください。

2、都の「生活困難者に対する利用者負担額軽減事業」を、市の助成でより利用しやすいものにしてください。

(1)として、対象者の要件から、預貯金、資産要件をはずし、収入要件のみで利用できるようにしてください。せめて預貯金要件を緩和してください。

(2)事業所の負担分を全額市で負担し、どの事業所でも利用できるようにしてください。

(3)認知症予防、閉じこもり防止、運動機能向上、めりはりのある生活リズムの確立などのため、地域住民との交流や散歩を含む外出介助に関して、保険者として積極的にケアプラン算定を認めてください。であり、現行の介護保険制度を生かして利用するには、このような措置の実施が必要不可欠であること。

今こそ先に述べたように、地方自治体の本来の仕事、住民の安全、健康、福祉を守ることの発揮を強く求められているときではないかとの立場から、日本共産党の奥

富喜一は、この陳情に大きく賛意を表明し、本日採択することを求め、討論といたします。

○議長（大野聰君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第21-6号について起立により採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第21-6号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大野聰君） 起立少数と認めます。よって、陳情第21-6号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時 休憩

~~~~~

午前11時15分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、陳情第21-8号、東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 串田金八君登壇）

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、陳情第21-8号、東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する陳情書についての審査報告をさせていただきます。

委員より、この厳しい時期に値上げをされるということは、市民にとっても困るであろうという意見がありました。さらに別の委員より、入居者のうち、60歳以上が59%を占めており、年収200万円以下が32.5%を占めるなど、住まわっている方を取り巻く環境は、大変厳しいという意見が出ました。

また、別の委員より、陳情項目の1は、今は大変なので家賃を上げないでほしいという意味ではなく、意向を反映してほしいという意味で同意する。

陳情項目の2は、「公営住宅に定期借家制度はなじまない」ということを、政府みずからが表明しているわけで、これに関しても見直すべきであると思う。

陳情項目の3は、入居待ちがこれだけあるのだから、もっとつくってほしいというのも理解できるので、そのとおりであろう。ただし、陳情書のタイトルが「家賃値上げ」なのに、借家制度、大量建設まで陳情項目に入っていることについては、陳情者にはお考えいただきたいと思う。

しかし、非常に厳しい現状であるので、この陳情書には採択する方向だと思うとの意見がありました。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択することに決定いたしました。

た。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第21-8号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第21の8号は委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第9、陳情第21-11号、都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の意見書採択に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 串田金八君登壇）

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、陳情第21-11号、都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の意見書採択に関する陳情書についての審査報告をさせていただきます。

委員より、UR賃貸住宅に対する定期借家契約の反対ということで、公共住宅自体がセーフティーネットの一部ととらえることができ、「なじまない」という発言もされていますので、これに関しては採択したいとの意見がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第21-11号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第21-11号は委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第10、議案第72号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第72号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

なお、本件の取り扱いにつきましては、本日最終日に御提案申し上げましたところでございまして、御配慮を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

例規集は654ページでございます。

提案理由でございますが、福生市の一般職の職員の給料の額、それと、平成22年3月期の期末手当の割合、また、平成22年度以降における期末手当の支給月等を改定いたしたいので本条例の改正をお願いするものでございます。

まず、説明に入ります前に、国や東京都の状況につきまして申し上げさせていただきます。

今回改正をお願いいたします一般職の職員の給与の改定でございますが、人事院は、8月に国家公務員の平成21年度の給与改定につきまして、月例給におきまして、民間給与との格差としてマイナス0.22%、額にいたしまして863円の引き下げ。

また、期末勤勉手当につきましても、年間で0.35月分の引き下げ勧告をいたしました。

一方、東京都人事委員会では、10月に公民格差として、マイナス0.35%、額にいたしまして1468円の引き下げ、また、地域手当を16%から17%に引き上げ、そして、この地域手当相当分としての給料の引き下げ分と合わせて、給料月額を引き下げる勧告をいたしたところでございます。

また、期末勤勉手当につきましても、国と同様に年間で0.35月分の引き下げ、あわせて平成22年度以降の3月期の期末手当を支給しない旨の勧告をいたしました。

このような状況を踏まえ、福生市の給与改定につきましては、平成10年度から職務・職責に応じた新給与体系へ移行を図り、東京都の給与表と諸手当を基本とする給与体系に改正をしておりますので、引き続き東京都人事委員会の勧告を基本としつつ財政状況等も勘案し、職員の給料、地域手当及び期末勤勉手当の支給割合と、そのことに伴い、引用している他の条例についても、附則において改正をお願いをしようとするものでございます。

それでは、改正条例の内容につきまして資料に基づき説明を申し上げます。

なお、今回の改正では、同一の規定を施行日を異ならせて改正する必要がございますことから、第1条と第2条に分けて改正しようとするものでございます。

大変恐縮でございますが、本会議資料平成21年度一般職の給与改定等資料1ペ

ージをごらんいただきたいと存じます。（12月18日配付の本会議資料参照）

一番上の表のアの行政職給与表（一）につきましては、一般事務職に適用する給料表でございまして、表上と実質に区分しておりますが、左側の表上の引上額の平均はマイナス4217円、改定率がマイナス1.21%となっております。右側の欄、実質の欄では、具体的に職員に支給している職務の級、号級に当てはめて計算をしたものでございます。

引上額、改定率を級ごとに申し上げますと、主事職に適用をいたしております一級につきましては、引き上げ額はマイナス1642円で、0.7%の減となっております。主任職に適用いたしております2級は4063円で、1.29%、係長・主査職に適用いたしております3級は5526円で、1.4%、課長補佐職に適用いたしております4級は5914円で、1.39%、課長職に適用いたしております5級は5345円で、1.21%、部長職に適用いたしております6級は5750円で、1.23%、それぞれ引き下げと相なるところでございまして、1級から6級までの平均では4292円、1.23%の引き下げとなっております。

次に、イの行政職給与表（二）でございしますが、これは用務員、作業員等の技能労務職に適用いたしております給料表でございまして、一般事務職と同様に各級ごとに改定をさせていただきまして、右側の実質の改定額の平均ではマイナス4939円、1.39%の引き下げとなるものでございます。

なお、5ページから12ページまでは公民格差、地域手当の配分変更の行政職給与表（一）表の1級から6級まで、また、13ページから16ページまでは、同様に公民格差地域手当の配分変更後の行政職給与表（二）表の1級から4級までとなっており、東京都に準拠した形で、それぞれ各級に現行と改定後の間差及び金額、引上額、引上率を記載いたしております。

なお、行政職給与表（一）表は、平成22年1月からの適用、行政職給与表（二）表につきましては、平成22年1月から3月までの適用となります。また、それぞれの最後の欄外は、再任用職員の給与表となっております。

恐れ入りますが、資料の1ページへお戻りをいただきまして、次に、真ん中あたりの（2）の職員手当の期末勤勉手当の改正でございしますが、平成22年3月期の期末手当支給月数を0.25月から0.15月引き下げ、0.1月とすることといたしております。

なお、平成21年度の期末勤勉手当の支給月数は、6月期の0.2月の凍結による削減。それと、平成22年3月期の0.15月の引き下げにより、年間4.15月の給与月数と支給月数となってまいります。

次に、（3）の基準内給与でございしますが、太線で囲った部分は、一般的に福生市の改定率を示す数値としておりまして、下段の計の欄の引上額は、マイナス5147円、改定率はマイナス1.19%となっております。

ちなみに、東京都の引上額はマイナス1468円、改定率は、マイナス0.35%となっております。なお、実施時期は、平成22年1月1日といたしております。

次に、行政職給与表（二）の切りかえについてでございしますが、東京都と同様に、

民間技能労務職との格差分平均８％程度の引き下げを平成２２年４月１日から実施をいたすもので、１８から１９ページの切りかえ新給与表に切りかえを行うものでございます。

恐れ入りますが、１７ページをごらんいただきたいと存じます。

この表は、民間との格差分の８％程度引き下げを実施した新給与表へ切りかえますと、全職員に８％程度の引き下げになりますことから、現給料を補償するための措置といたしまして、各級の号給の右隣に記載されております調整号級数、これにより、延伸措置をするものでございまして、調整号級の数値まで昇給を調整、見送るものでございます。

大変恐縮でございますけれども、２ページをごらんをいただきたいと存じます。

ただいま申し上げました技能労務職員の新給与表への切りかえ方法でございますが、モデル例によりまして説明をさせていただきます。

上段の表でございますが、技能主任に適用いたします行政職給与表（二）、２級１００号級の現行３５万９５００円が、改定後３５万４５００円に５０００円の減額となる改定を、平成２２年１月１日から改定をいたすものでございます。

次の段の表では、平成２２年４月１日以降の新給料の切りかえを行うものでございますが、減給補償を原則といたしておりますことから、切りかえ前の２級１００号級３５万４５００円の直近上位に位置をいたします新給与表の２級１６４号級３５万４６００円に格付をされて、先ほど言いました１７ページの職員の号級の切りかえ表のとおり、調整号級が６号級こうなりますので、この場合、標準の成績昇給の場合には、１年で４号給の昇給をいたしますが、調整号級６号級となっておりますことから、成績昇給の４号給を引きますと調整号級の６号給には２号級が不足することとなってまいります。

したがいまして、平成２２年４月１日には、調整号級数には届きませんので、昇給を見送ることになるものでございます。また、次年度に繰り越す調整号級は、２号級となってまいります。

次の段の表は、平成２３年４月１日の昇給でございますが、前年度の平成２２年度からの繰越分調整号級数は２号級となっておりますことから、標準の成績昇給の４号級から前年度の繰越整合号級数の２号給を引きますと２号級となりますので、平成２３年４月１日には、２号級昇給いたしまして、２級１６６号級の３５万５２００円となってまいります。

以後、下段の表のとおり、調整措置が終了しておりますので、通常の昇給が実施されるものでございます。このような調整号給を用いて、行政職給与表（二）の調整を図っていくものでございます。

続きまして、１ページの３の期末勤勉手当の支給月数の改正でございますが、先ほど平成２２年３月期の支給月数の改正を申し上げましたが、ここでは、改正後は、年間４．１５月として、その支給割合を改正するものでございます。

期末手当の６月期の１．３０を１．３５月に０．０５月引き上げ、１２月期の１．５５月を１．６０月に０．０５月引き上げ、３月期の支給を廃止することといたして

おります。

なお、勤勉手当につきましては、現行どおり6月期、12月期をそれぞれ0.60月とし、改正はございません。

この結果、期末勤勉手当の各期の支給月数は、6月期1.95月、12月期2.20月となりまして、年間4.15月となってまいります。これは、東京都に準拠するための改正でございます。

続きまして、資料の3ページをお願い申し上げます。

これは、平成21年度給与改定によるモデル給与例として、今回の給与改定で、職員の給与がどのようなになるのかモデルケースとして作成をいたしております。

一例でございますが、改定後で係員25歳、扶養なしの場合は、給与月額23万3450円、例月給与の年収280万7610円、期末勤勉手当の年収97万1612円の合計で年収377万9222円となってまいります。

改定前と比較して上限額は、例月給与の年収で2070円、期末勤勉手当の年収で69円、年収で2139円の減額となってまいります。また、課長補佐級50歳、扶養は配偶者、子ども2人の場合、右側の方に移りまして増減額は、例月給与の年収で1万9320円、期末勤勉手当の年収で709円、年収で2万29円の減額となってまいります。

なお、この増減額は、平成22年1月から3月までの3カ月間の影響額をお示しております。

以下、同様に見ていただければと存じます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

この資料につきましては、平成21年4月1日現在の26市の一般行政職給料表の状況となっております、東京都の給料表と比較した内容でございます。

一番上は、市独自の表を使用し、都を上回る昇給があり、かつ特別昇給により、上位の級に昇格いわゆるわたり制度と呼ばれておりますが、このわたり制度ができる市が3市でございます。

次に、独自表で都を上回る昇給がある市が9市、次に、基本的に都表に準拠しておりますが、都より高い号給を設定している市が5市、また、特別昇給により上位の級に昇格いわゆるわたりができる市が2市、それに基本的には都準拠でございますが、改定率が異なり、都より高い水準を設定している市が3市、また、都表を準拠している市が、これは福生市を含めまして、4市でございます。

福生市では、給与表は都表を準拠、地域手当は国基準、また、人事考課制度の早期導入、それと、特殊勤務手当の廃止等を実施しておりますので、東京都からは26市の中でも、先進的な取り組み団体として評価をされている、そのような状況でございます。

続きまして、別の資料となっております本会議資料、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第1条の改正では、第10条の2中地域手当100分の16を100分の17に、同条第2項の100分の16を100分の17に改めるものでございます。

福生市は従来から給与制度について、東京都準拠という考えのもと、適正化に努めてまいりましたことから、地域手当についても、東京都が島しょ地区を除く全域を17%としておりますので、東京都に準拠して17%とする改定をいたしたものでございますが、昨今の社会経済情勢や特に福生市における厳しい財政状況等を勘案していく中で、また、国が定めた福生市の地域手当の率は、15%が基準でございますことから、この基準を遵守していく上で、第2項で当分の間実支給額15%とする旨の規定をさせていただいております。

次に、11条の2の第2項の3月期の支給割合を100分の25から100分の10に、次のページの第4項の再任用職員については、100分の25とあるのは100分の10から100分の10とあるのは100分の5に改めるものでございます。

また、第2条による改正でございますが、第11条の2の期末手当の支給基準日について、3月期の期末手当を廃止いたしますことから、3月期の基準日3月1日を削除するものでございます。

次の第2項は、支給割合等の改正で、3月期の支給割合の削除、6月期の支給割合100分の150を100分の135に、次のページの12月期の支給割合100分の155を100分の160に改め、合わせて、3月期の期末手当の廃止により、6月期と12月期の支給となりますことから、職員の在職期間における基準日を3月以内の期間を6月以内に改め、同項の表を整備するものでございます。

次の第4項は、再任用職員の支給割合でございますが、同条第2項の一般職員の期末手当の支給割合の改定による改定と、3月期支給割合の廃止、再任用職員の支給割合を、6月期100分の80を100分の70に改めるものでございます。

次に、第11条の5は、再任用職員の期末勤勉手当の支給割合を、100分の25を100分の27.5に改め、東京都に準拠した支給割合といたします。

次の4ページは、給与条例に関連した改正として、例規集542ページの福生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございますが、一般職の職員の給与に関する条例の期末手当の支給基準日の変更に伴い、基準日以前の3月以内を6月以内に改めるものでございます。

なお、施行日は22年4月1日でございます。

最後になりますが、今回の給与改定による財源でございますが、マイナス改定であり、規定予算内での調整が可能でありますことから、今回は補正予算を編成しないこととして、3月定例会において、人件費総体として補正予算を計上させていただきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと存じます。

議案書をお願いいたしますが、附則でございますが、この条例中第1条の規定は、平成22年1月1日から第2条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

大変長くなりましたが、以上でございます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） それでは、毎年この時期に給与改定が出ておりますので、質問もさせていただいております。

今回の給与改定、東京都の人事委員会の委員会の勧告に準じてということの説明がありました。東京都は今回、この勧告をするに当たっては事業規模が50人以上の規模のうちの1066事業所を無作為に抽出した中の給料が、民間との格差が民間従業員の方が42万2836円、都の職員が42万4304円で、1468円の格差があるということ。

これ基本で福生市もその勧告を受けて直すわけでございますけれども、勧告の概要の中にいろいろあるんですが、ひとつだけちょっと気になったのがあったんですが、職員の勤務環境の整備という中で、超過勤務の縮減というのがありました。

その中では、超過勤務の縮減を強力に進めていくため、各部局において、業務改善や業務分担の見直し等に努めることが必要というのがあるんですが、我が市は比較的私が思うには、業務改善というか職員の改善提案なんかもあまり実際には出てきていないので、この辺の考え方はどのように考えているのかをまず伺っておきたいと思います。

それから、毎年聞いております数字の関係ですが、今の表では平均で行政職の場合は、実質では4292円、1.23パーセントの改定、引き上げ改定になっております。

その中で、今回の聞かなくてはいけないのは職員人数、平均年齢、平均勤続年数、それから、定期昇給と言わなかったんだけど成績昇給のパーセントと額、それから、平均の基準内給与、年収、合わせて給与と期末手当の額ですね。

それから35歳の給料月額と年収、勤続年数、それと、全体の中での時間当たりの賃金が幾らになっているかお聞かせ願いたいと思います。

それから、12月15日に支給されました12月の期末手当の関係について、東京都と比較してその金額について御答弁いただきたいと思います。

それから、今回のこの改定における影響額がどのくらい出てくるのか、ただいまの説明では、3月に減額補正があるような話があったわけですが、影響額はどのくらい出てくるのかをお願いいたします。

それから、地域手当が東京都は17%、福生市は国基準が15%、それで、前年が16%にして今回は17%にしたわけでございますけれども、それは10条の2項の中にある当分の間同項中100分の17とあるのは、100分の15とするということになっておりますから、数字上では17%に改定をしても、15%でいくということがこの内容だと思いますので、仮にですね、これを17%とした場合、ペナルティー、国の基準より多いところには、上回る場合は、財源に余裕があるとみなし、特別交付税を減額しているということだから、17%にしたら、これに該当をして交付税が減らされますから、どのくらいの影響があるのか、試算をした数字をお願いいたします。

それから、地域手当が非常にまばらであります。立川市が12%、昭島市が1

2%、青梅市が10%、羽村市が6%、武蔵村山市が3%、あきる野市が10%、福生市が15%、どう見ても福生市だけ近隣を見ると突出しているのですね。

昭島市と青梅市の間を取れば、12、11%くらいのところではないかと思うんだけど、どれだけでこの福生市が15%になっているのか、なかなかわからないと思うのだけれども、そこをところちょっとわかる範疇でお願いいたします。

それから、11条の2、期末手当の関係なんですけど、今まで、今回もそうですが、6月、12月、3月と年に3回の支給ですが、22年度からは6月と12月になってくるわけですね。

そうすると、今まで3月では所要の調整ということで、還付された後の調整を3月にやってきたわけですから、今度これ2回となってくると、調整がないことはないと思うのですね。そうすると、12月にこれをやるとなってくると、果たして会期の前に間に合うのかどうか、その辺の考え方をお願いいたします。

それから、資料をいただいた中の4ページの資料で、先ほど説明があったのですが、独自表で、要はわたりのある市が3市ということになっていますね。それから、以下都表を上回る給与カーブの団体9市とかっていう、これの各市の名前を出すことは影響ないと思うのですが、わかっただけで言っていたかと思いますが、思います。

随分ふえちゃったけど、とりあえず以上でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、超過勤務手当に対する縮減へ向けての取り組みでございますけれども、市といたしましてもこの超過勤務手当の縮減へ向けましては、全庁一体となって取り組んでいるところでございます。

そのための方策でございますけれども、まず年度初めに全部長、全課長に対しまして、その徹底を図るためのヒアリングの実施。このヒアリングにつきましては、管下職員の周知徹底を図ることはもとより、管理職自身につきましても、再度超過勤務手当の必要性、あるいは管理上の対応、それに事務改善等についての依頼、決定についての内容となっております。また、どうしても超過勤務をしなければならない、こういった場合でございますけれども、これまでは所属課長の決裁、命令印があれば実施ができましたが、今年度からは、より徹底を図るために、これまでの所属課長の決裁に加えまして、職員課長へなげ、きょう、今この超過勤務をしなければならないのか。例えば、あしたまでに書類の提出期限があるのかどうか、また、納付書の発送があるのかどうか、そういった期限の問題等、また、夜の会議などにつきましては、ずれ勤による対応、フレックスでございますけれども、午後7時から会議につきましては、2時間始業時を遅らせる。そういったフレックスでの対応等の指導。

こういったことで、残業する場合につきましては、必ず所属課長に説明、あるいは職員課長に説明、その上で指導を受けるといったような、そういった対応を図っております。

それと、年度初めのヒアリングにつきましてもさらなる徹底を図るために、年度の途中におきましても、それまでの実績等を勘案いたしまして、さらに効果を図るた

めに、再度、ヒアリングを実施している、そういった状況がございまして、このような取り組みによりまして、さらなる超過勤務の縮減に向けて対応を図っているところでございます。

続きまして、数値的なことでの答えでございすけれども、まず、平成22年1月1日現在の職員数は、379人となっております。

次に、平均年齢につきましては45歳1カ月、平均勤続年数は22年1カ月でございす。

次に、定期昇給額と昇給率でございすですが、この数字を積算するに当たりましては、全職員が4号級アップしたものと仮定いたしまして計算した数値でございすですが、昇給額が5341円で率は1.24%でございす。

次に、給与の平均月額と平均年収についてでございすですが、平均給与月額は42万6210円、平均年収は701万7997円でございす。

なお、平均年収の内訳でございすですが、給与が516万843円、期末勤勉手当が185万7084円でございす。

また、35歳、大卒のモデル例でございすですが、勤続年数は11年10カ月となっております、給料平均月額といたしましては29万258円、平均年収は571万1657円でございす。

また、1時間あたりの単価でございすけれども、この数値につきましては、私どもの方で3820円とそうように試算をいたしております。

続きまして、給与改定に伴う影響額でございすけれども、21年1月から3月までの3カ月間で試算をいたしますと、例月給与、これが約590万円、それと、東京都市町村職員共済組合負担金が約40万円、それと、退職手当組合負担金が約130万円、それと、市の職員共済組合の補助金で約5万円、また、管理職手当等、その他といたしまして、約15万円の減額となりますことから、約780万円の減額となると試算をいたしております。

続きまして、17%とした場合のペナルティーについてでございすけれども、この数値につきましても、私どもで試算をいたしておりますけれども、その試算結果といたしましては3006万2000円、約3000万円のペナルティーとなると、そうように試算をいたしているところでございす。

続きまして、福生市が地域手当15%となっている理由についてでございすですが、この地域手当につきましても、私ども東京都に確認、あるいは各市からの情報交換等でも大きな話題となるところでございすけれども、全くこの根拠につきましても明確にされていないというようなことでございまして、いろんな形のあくまで憶測でございすけれども、国の施設があるところは若干高いではないかとかいうような憶測があるところございすけれども、全くそのことにつきましても確認はされていないというようなそんな状況でございす。

○議長（大野聰君） 総務部長、まだ答弁途中ですが、ここで休憩取りたいと思いますのでお願いします。

それでは、午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 59 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、続きましてこの 12 月期の期末勤勉手当の支給状況でございますけれども、まず福生市でございますけれども、平均年齢につきましては 45 歳、平均勤続年数は 22 年ゼロカ月でございます、平均支給額 92 万 6397 円でございます。

東京都につきましては、平均年齢につきましては福生市より 2 歳低い 43 歳ゼロ月となっております、平均支給額につきましては 92 万 4971 円でございます。

続きまして、所要の調整に対する次年度以降の考え方でございますけれども、今後、東京都等の動向を踏まえつつ勘案をしておりますが、現状のことで申し上げさせていただきますと、所要の調整につきましては例月級では調整すべきではないと、そういった見解がございますことから、3 月期の期末勤勉手当が廃止をされますと、12 月期が最終の期末勤勉手当の支払いとなりますので、この 12 月期の期末勤勉手当の基準日が 12 月 1 日となっておりますことから、それ以前の改正が必要になってくるのではと、そのように考えております。今後動向に注視をいたしまして御相談もさせていただきたいと、そのように考えております。

続きまして、東京都の給与表との比較における各市の状況でございますけれども、まず、独自表で最高号給等を含め都表を上回る給与カーブで、かつわたりにより上位の級に昇給可能な団体、この団体が 3 市ございまして、八王子市、小金井市、国立市でございます。

次に、独自表で最高号給等を含め、都表を上回る給与カーブの団体、この団体が 9 市ございまして、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、日野市、国分寺市でございます。

次に、基本的に都表準拠法ですが、暫定給料等で都よりも高い号級を設定している団体、この団体は 5 市ございまして、町田市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、以上でございます。

そして、特別昇給により、上位の級に昇格可能な団体、この団体は 2 市ございまして、小平市、多摩市の 2 市でございます。

次に、基本的に都表準拠ですが、改定率が一部異なるため、都よりも高い水準に設定している団体、この団体は 3 市ございまして、武蔵村山市、稲城市、西東京市、以上 3 市でございます。

それと最後に、都表準拠の団体、これは福生市を含めまして 4 市ございまして、福生市、東村山市、羽村市、あきる野市、以上の 4 市でございます。

○20 番（小野沢久君） いろいろ御答弁をいただきました。

そこで、最初の質問での超勤への対応をる説明をいただきました。

それでは、実績はどうなっているのよと、いろいろ努力しているわけだから、当然その実績が出ていると思うのですが、先ほど説明では、今までこうやってきたとい

う説明なものですから、実績についてはどうなっているかということをお尋ねしておきたいと思います。

それから、35歳の給与月額の関係をお聞かせいただきました。35歳で給与が29万258円、年収で571万1657円、こういう年齢で切りますと民間との比較がしやすいのですが、そこで、これの時間当たりの単価、それと、通常残業1.25だったかね、残業したらこれいくらになるのか、そこをちょっとお知らせ願いたいと思います。

それから、先ほどの答弁の中で、この改定による影響額について、780万円という数字をいただきました。これは、1月から3月ということですから、年間を通すと大体これの4倍がこのことによって影響、次の改定までに影響があるという理解でいいのでしょうか。

それから、もう1点が地域手当の関係で、15%は条例上17%、実質15%なんですけど、3000万円のペナルティーがあるだろうという資産の答弁がありました。

この3000万円というのはどういう計算ですか、17%にしたら、その分交付税で引かれる部分が3000万円なのか、あるいは17%にすると給料をその分上げるわけですから、上げた分も含めての3000万円なのか、これ片道なのか、ダブルという計算ができるのかどうか、その確認です。

それから、もう一つ答えが出てこないのが、なぜ福生市が地域手当が15%かということで、明確にはわからないということなんだけれども、これは生活保護の級地もやっぱり福生市は高いのだよね。それもわからないという答弁だよね。だから、わかる努力というのはすべきではないかと思うのです。何で、いつから福生市は15%なんだと、さかのぼって、やっぱりそれは調べる必要があると思うのですよ、時間かけても手間かけても。そこら辺の調べようがあるのかないのか。手を尽くせばあるはずなんで、その見解をお願いします。

それから、もう1点、今回も条例上では10条の2項、17%に調整手当をしました。当面の間15%ですね。副市長これ東京都は18%にもっていくわけだよね、当然予定は。

そうすると我が市は、来年条例では18人になったら組合の要求において18%にするのですか、その辺の見解をいつまで当面の間でいくつもりなのかどうか、そこら辺のところを、これはやっぱり副市長でないと答えられないと思うので、是非お願いいたします。

それから、ラスパイレス、昨年聞きました。調べてまいりました。昨年の今聞いたときには、まだ出ていなかったのですね、それで、今まだ今年度の分は出てきていないと思うのですが、昨年福生市は、1.2下がりまして、前年の4位から14位、102.2で大幅にランクが下がりました。1番は武蔵野市、2番が八王子市と町田市、4番が府中市とかという比較的財政豊かな市がいつてますけれども、福生市は今まで大体ベスト5くらいにいたのが、ここで一機に1.2下がった。ここにどういう、何か大きな理由があるのかどうか、その理由をお願いいたします。

以上でございますので、よろしく御答弁お願いいたします。

○副市長（坂本昭君） 地域手当の関係について御質問をいただいたわけでございます。

今回、17%に東京都が引き上げたその主な理由というのがですね、御案内のとおり、東京都の人事委員会が調査した官民の給与の格差は1468円、0.35%であるわけですね。

本来ならそれだけ下げればよろしいのですが、東京都としては、給料そのものが将来、年金ですとか退職金に波及するということで国基準の18%の持ち分の地域手当の中から、16から17%、1%上げてその1%分を給料で下げますという形になるわけでして、私どもで例に取りますと、基準内給与できますと、1.19%今回減額をさせてもらったわけですが、人事委員会の勧告どおりにやれば0.35%でよかったわけですが、地域手当の1%分を給料に換算しますと、おおむね福生市の場合0.84%になる、1.19%の減額という形になったところでございます。

少し時間をいただきますが、職員側から見ますと、東京都に準拠するということは、そういう形をとるのなら少数地域手当を福生市も17%にするというのが筋ではないのかと、もしそうでないとすれば、人事委員会の勧告どおり0.35%だけ1468円で下げればいいのではないかと、そして、地域手当は15%、これならそれで理屈はわかるというような主張であったわけですが、とにかく先ほど来お話がありますように、国基準の15%を超えて2%余計に出すと、地域手当だけのはね返りで3000万円の額が出る。これは、財政豊かだという理由で、特別交付税、歳入によって減額をされるこういうことになるわけですね。今度歳出の方はどうかと言いますと、地域手当を2%上げますと、さまざまな手当にも跳ね返ります。

期末勤勉手当という5000万ぐらい歳出がふえるということになりますと、17%にしますと歳出で5000万ふえ、そして歳入では特別交付税で3000万円のペナルティーを受けると。つまり、大変厳しい財政状況の中で、8000万円の影響額が出てしまう。

こういうことになるわけございまして、御案内のとおり、福生市は自主財源の依存率が20年度決算でまいりますと、自主財源そのものの比率は51.9%、約48%が国や都の補助金や交付金に依存しなければならない、そういう脆弱な財政構造がある。

26市の平均はたしか自主財源比率は65.7%ぐらいなんでございます。

こういう脆弱な財政基盤の中で、17%を執行するという、支出するということは、大変な大きな市民サービスへの影響を与えるということから、職員組合あるいは職員の皆さんの理解と協力をいただいて、当分の間15%という規定をさせていただいたと。

御指摘のとおり、東京都は18%までの枠がありますから、来年の勧告がどのようになるか、これはまだ想定がつきませんが、最終的には今やってきたような方式で、地域手当18%で給料を引き下げるといような勧告実施がなされる可能性は確かにあるかと思えます。

そこで、そういう交付税による、特別交付税によるペナルティー措置というもの

が今後も継続されるとなりますと、同じような問題がさらに額として大きくなっていくわけでございます。

たぶん歳入歳出合わせば1億円以上の影響額が出ると、こういうことになるわけでございますので、これはやはりそういう状況、つまり何かこれから地方主権という時代ですから、国がそういうことをしないということになれば、これはまた話が別でしょうけれども、ペナルティーが続くというようなことになれば、これからは職員の皆様には、この辺に対する理解と協力を強く求めていきたい、こんな思いでございます。

よろしく願いいたします。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、まず超過勤務手当支給に向けての取り組みの実績でございますが、21年度と20年度の11月末現在で比較をいたしますと、時間数で約1500時間の減、金額で約2200万円の縮減となっております。

次に、モデルケースにおける時間単価、それと超過勤務手当の単価でございますが、先ほど平均単価として3820円とお答えをしておりますが、これは期末勤勉手当等も含めました年収ベースでの積算でございます。同じ年収ベースで積算をいたしますと、モデルケースでは3106円となっております。

また、超勤手当等につきましては、これは年収ベースではなく、例月給与ベースで算出をいたしますことから、この場合の時間単価につきましては2136円、超過勤務手当の場合は25%の増となりますことから、単価で2670円でございます。

続きまして、改定に伴う影響額でございますけれども、おおむね4倍強というような、そんな試算をいたしております。

次に、地域手当の15%についてでございますけれども、これにつきましては、現時点ではあらゆる方策によって情報収集に努めておりますが、先ほども答弁をさせていただいておりますが、明確に示されない状況がございます。

この地域手当の数値につきましては、各市とも共通をして明確にしていきたいといったそんな共通した同一の考え方を持っておりますことから、今後とも各市とも共通をして情報収集に努めてまいりたいとそうように考えております。

それと、5点目の地域手当の17%のした場合の影響額、これは先ほどの副市長の答弁と重複をいたしますが、出の部分といたしましては、例月給与、期末勤勉手当、共済組合負担金、それと退職手当負担金に、この分に影響してまいりますことから、出の部分で年間約5000万円の負担増となると考えております。

この負担増に加えまして、先ほどペナルティーが約3000万円とお答えをいたしておりますけれども、特別交付税の減額分の影響額が3000万円でございますので、合計いたしまして8000万円の影響となると、そのように現時点では考えております。

○20番（小野沢久君） 副市長の言わんとすることはよくわかりました。

よくわかりましたというのは、そうしますと、国が制度としてペナルティー持つうちは15%でいきたいと、これが当面の間だということの理解でいいのかなと思います。

そうでないと2%で確かに8000万円、18%になったら1億円の額を超えるわけですから大変なことになってきますので、この関係はわかりました。

それで、今回の例えば成績昇給で1.24%、5341円上がっているんだよねこれはね。

4分割給与表になってから、6号級上まで上がるわけでしょう。

先ほどの答弁では、全員が4号级以上、上がったという仮定をしたということは、全員がこんだけだって5300円上がっているんだから、数字としたら上がってくるのではないのかね。それが何でこうマイナスになっちゃうのかね、そこはなかなか理解できない、ここのところは。

この数字から見ていくと、それと、例えば4級だから、4級が平均で、2級の人はいっているのかどうか1級もいたのかどうか、例えば6級上がるのは何人いるのか、その辺のところはどうなの。そこは当然そういう形で出てくるはずなんだ。

先ほどの答弁は、もともとは平均黙っていたって1年ただ4級上がるのだよ。

成績のいい人は6上がるわけで、成績の悪い人は2とか3とか1とかになるわけだから、その辺の中身については、何か示されるものがあるのかどうか。

それから、残業の方もわかりました。35歳の方で1時間で2670円、25%を掛けるとですね。それで、年間で先ほどの説明でいきますと、2200万円ほど減額になっていると、やっぱりそういう面では職務時間内にしっかり仕事をするような取り組みをしていただきたいと思います。

ですから、その部分の今の質問がありますので、答弁をお願いいたします。

○総務部長（野崎隆晴君） すみません。先ほどラスパイレス指数につきまして、1点答弁漏れがございましたので、その部分から答えをさせていただきます。大変失礼をいたしました。

今年度につきましては、まだ確定値ではございませんけれども、今現在の私どもの資産といたしましては、101.6になるのではないかと、そんなふうに試算をいたしておりまして、昨年度は102.2でございますことから0.6ポイントの減となっております。減少が続いております。

この理由でございますけれども、やはり都表に準拠いたしまして給与表の引き下げを行っている、このことが最も大きな要因であると、そのように考えております。

それと続きまして、平均昇給の場合の、平均4級の場合の状況でございますけれども、まず、年齢が55歳過ぎますと、これは通常1級しか上がらないというようなことで、わずかその間差が500円程度というようなことになってまいります。

また、昇給の場合でございますけれども、4級が標準、それとその以下といたしましては、3級の職員も設定いたしております。また、上位職につきましては、5級、6級というような、そんな昇給を設定いたしまして、私どものこの考え方といたしましては、人材育成型のこういった昇給制度というような、そんな位置づけで対応をいたしておりまして、今後につきましてもさらにこの制度を見直ししながら、いろんな形で充実をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大野聰君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 23 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 25 分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（野崎隆晴君） 答弁が遅れて申しわけございませんでした。

ただいまの平均昇給の場合の格付でございますけれども、私どもの方、おおむねの目安といたしまして、パーセントであらわしております、6号、これ最高号上がる成績優良者でございますけれども、この職員につきましては5%、次の5号昇給する職員が25%、それと4号、それと3号、これを合わせまして70%というような、そういった設定をいたしております、そのことに基づきまして、各年度で人事考課をもとにこういった評定を行うといった、そんな仕組みをつくっております。

○議長（大野聰君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第72号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第11、議案第70号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第70号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では641ページでございます。

提案理由でございますが、福生市長及び福生市副市長に支給する平成22年3月期の期末手当の支給割合を改定いたすとともに、平成22年度以降における期末手当の支給月等の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。

改正内容につきましては、議案第72号、福生市の一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例のうち、期末勤勉手当関係と同様の内容となっております。

なお、今回の改正では、同一の規定を施行日を異ならせて改正する必要がありますので、第1条と第2条に分けて改正しようとするものでございます。

内容につきまして、本会議資料、福生市長等の給与に関する条例の一部改正新旧対照表により説明を申し上げます。（12月18日配付の本会議資料参照）

第1条による一部改正では、第4条第2項中の改正で、期末手当の支給割合を3月は100分の25を100分の10に改正をするものでございます。

第2条による一部改正は、第4条第2項中の改正で、3月期の支給を廃止することによる削除、6月は100分の210を100分の195に、12月は100分の215を100分の220にそれぞれ改正し、平成21年度及び平成22年度の年間の支給割合を100分の450から100分の415に月数にして4.15月と0.35月引き下げるものでございます。

議案書をお願いいたしますが、次に附則でございしますが、この条例中第1条の規定は、平成22年1月1日から、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第70号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第12、議案第71号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第71号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由

並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では648ページでございます。

提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に支給する平成22年3月期の期末手当の支給割合を改定するとともに、平成22年度以降における期末手当の支給月等の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。

改正内容につきましては、議案第70号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様の改正内容となっております。

なお、今回の改正では、同一の規定を施行日を異ならせて改正する必要がございますことから、第1条と第2条に分けて改正をしようとするのでございます。

内容につきましては、本会議資料、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正新旧対照表により説明を申し上げます。(12月18日配付の本会議資料参照)

第1条による一部改正では、第3条第2項中の改正で、期末手当の支給割合を、3月は100分の25を100分の10に改正をするものでございます。

第2条による一部改正は、第3条第2項中の改正で、3月期の支給を廃止することによる削除。6月は100分の210を100分の195に、12月は100分の215を100分の220にそれぞれ改正し、平成21年度及び平成22年度の年間の支給割合を100分の450から100分の415に、月数にして4.15月として0.35月に引き下げるものでございます。

議案書をお願いいたしますが、次に附則でございますが、この条例中第1条の規定は平成22年1月1日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第71号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可

決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第13、議案第73号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 田中益雄君登壇）

○企画財政部長（田中益雄君） 御指名をいただきまして、議案第73号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回、一般会計補正予算（第4号）として提案申し上げましたのは、平成21年度の防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条調整交付金ですが、平成20年度の交付決定額より500万円以上上回った額で、12月1日付けにて交付決定がされました。

そこで、耐用年数15年を既に5年経過し、故障等への対応が困難となっており、かねてより懸案でございました第五小学校空調設備につきまして、9条調整交付金を有効活用し、年度内に工事を完了いたしたいことから、大変急なことでも申し訳ございませんが、議会最終日の提案とさせていただきます。

なお、合わせまして入札が終了しております9条調整交付金充当事業の事業費及び充当額等の整備をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、補正予算書に基づきまして、その内容を説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず総則でございますが、第1条で議決予算の総額に歳入歳出それぞれ1051万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を210億5690万9000円と定めようとするものでございます。

次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることといたしております。

次の第2条の債務負担行為の補正につきましては、後ほど第2表、債務負担行為補正のところで、第3条の地方債の補正につきましても、後ほど第3表、地方債補正のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、12ページ13ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金は、1448万6000円の追加でございます。

内容といたしまして、第5目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、12月1日付けの交付決定により、当初予算額に1448万6000円の追加をするもので、これにより平成21年度の交付決定額は、2億8448万6000円となり、平成20年度交付決定額と比較して518万2000円の増額となっております。

次の第21款市債第1項市債は、2500万円の減額でございます。

内容といたしまして、歳出で説明させていただきますが、福生野球場整備事業の

工事請負費の入札差金の減額に伴うもので、福生野球場整備事業債2500万円の減額でございます。

以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして、恐れ入りますが14、15ページをお願いいたします。

歳出につきまして説明申し上げます。

第9款消防費、第1項消防費、第4目災害対策費は、200万円の減額でございます。耐震性防火水槽新設事業の工事請負費の入札差金の減額に伴う200万円の減額でございます。また、これにより財源としておりました9条調整交付金300万円を減額いたしております。

恐れ入ります、16、17ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、第4目学校整備費は、868万5000円の追加でございます。

内容といたしまして、第五小学校の平成元年度に増築した2教室、2年1組とふっさっ子の広場が使用しておりますが、この2教室の空調設備が、既に耐用年数の年限を5年経過し、故障した場合の対応が図れない状況にあります。

このため、平成22年3月までに工事の完了をいたしたいため、個別空調方式による空調機、空気換気装置の設置を内容とする工事請負費840万円の追加及び、管理委託料28万5000円の追加でございます。

なお、工事期間は2月中旬から3月末までを予定し、2年1組、ふっさっ子の広場につきましては、3月上旬までに別の空き教室に引っ越しする予定でございます。

財源といたしまして、9条調整交付金680万円の充当を予定しております。

恐れ入ります18、19ページをお願いいたします。

第6項保健体育費、第3目体育施設費は、1046万9000円の減額でございます。

福生野球場整備事業の工事請負費の入札差金の減額に伴う工事請負費1014万円の減額及び、監理委託料32万9000円の減額でございます。

また、財源でございますが、入札により9条調整交付金の補助対象事業費が確定しましたため、交付金の充当額を1068万6000円増額し、地方債は2500万円を減額いたしております。

恐れ入りますが20、21ページをお願いいたします。

第13款予備費の673万円の減額は、財源調整によるものでございます。

以上が歳出の補正内容でございます。

恐れ入りますが、戻りまして2、3ページをお願いいたします。

以上の説明が一般会計の補正内容でございます。歳入歳出の補正額の合計1051万4000円の減額によりまして、総額を210億5690万9000円といたそうとするものでございます。

続きまして4、5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正につきまして説明を申し上げます。

歳出の教育費のところでも説明をさせていただきましたが、福生野球場整備事業

の工事請負費及び管理委託料の入札差金の減額でございまして、限度額を3億9026万円から1億4682万5000円減額して、2億4343万5000円といたそうとするものでございます。

続きまして第3表、地方債補正につきまして説明申し上げます。

歳入の市債のところでも説明させていただきましたが、福生野球場整備事業債は事業の減額に伴い、2500万円を減額いたしまして、限度額を4200万円から1700万円に変更いたそうとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

以上、議案第73号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願いを申し上げますとさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第73号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 御指名をいただきまして、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取につきまして、提案理由並びにその内容を説明させていただきます。

人権擁護委員の推薦に当たりましては、人権擁護委員法第6条の規定により議会の御意見を拝聴いたしまして、法務大臣に推薦することとなっております。

このたび人権擁護委員の井上悦子氏から来年6月末の任期をもちまして退任されるのお申し出があり、これをお受けいたしました。

このため後任といたしまして、島田しのぶ氏を推薦いたしたくお願いを申し上げる次第でございます。

添付の資料にございますとおり、島田氏は国際ソロプチミストあきる野会長、あきる野市社会福祉協議会評議委員をお務めされております。

温厚の人柄、識見も豊かであり、適任と判断し、人権擁護委員として御活躍をいただきたい方であると考え、本案を提案いたした次第でございます。

なお、議会の御答申をいただきましたら、早速、法務大臣にその旨推薦をいたしたいと存じます。

御審議を賜りまして、御答申をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております諮問第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより諮問第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、諮問どおり異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は諮問どおり異議ない旨を答申することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第15、議員提出議案第7号、東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設環境委員長 串田金八君登壇）

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第7号、東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

東京都住宅供給公社は、平成21年度の公社一般賃貸住宅の継続家賃値上げを、経済情勢の悪化などの理由で見送りました。

アンケート調査では、入居者の59%が高齢者であるとのことであり、生活費を切り詰めながら、年金の中から家賃を支払っている方が多いという状況であります。

また、勤労者においても、雇用不安や減収に見舞われているという状況下にあり、そのようなことから、公共住宅に住まわれている方の生活が大切であります。

以上の理由により、この意見書にあります事項につきまして、東京都に対して対策を講ずるよう意見書を提出していただきたく、本案を提出したものでございます。

何とぞ、御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議員提出議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第16、議員提出議案第8号、都市再生機構賃貸住宅への借家契約導入反対を求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設環境委員長 串田金八君登壇）

○建設環境委員長（串田金八君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第8号、都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

独立行政法人都市再生機構は、UR賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入を決定し、平成21年度にまず、全国32団地約3万戸を試行的に選定し、準備が整い次第、定期借家契約による空き家住居者募集を開始するとしています。

既存契約の定期借家契約への切りかえは、借地借家法上「当分の間」禁じられていますが、都市再生機構は対象団地を年々拡大し、団地内の定期借家入居者は漸増します。

借家契約内容の異なる住居者の混在が、団地管理上、コミュニティー形成上の困難を生み出すことも危惧されます。

経済状況の悪化により、国民は厳しい生活を強いられており、勤労者が雇用不安や減収に見舞われている中であるからこそ、公共住宅に住まれている方の生活の安定が大切であります。

以上の理由により、この意見書にあります事項につきまして、国に対して対策を

講ずるよう意見書の提出をしていただきたく、本案を提出したものでございます。

何とぞ、御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第8号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議員提出議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第17、議員提出議案第9号、一般国道16号にかかる意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第9号、一般国道16号にかかる意見書の提案理由の説明をさせていただきます。

御案内のように一般国道16号は、首都圏の環状道路であり、首都圏及び多摩地域の骨格を形成する重要な幹線道路でございますが、一部区間はまだ2車線の区間でボトルネックとなっておりまして、交通渋滞の慢性化あるいは沿道環境の悪化が著しく、地域住民の生活に深刻な影響を与えているところは、御案内のとおりでございます。

このような中、粛々と用地の買収、あるいは武蔵野橋の架け替え工事、あるいはその他工事等が着々と進行しているわけでございますが、しかしながら今般、一般国道16号を八王子、瑞穂間の拡幅事業の平成22年度概算要求がゼロから1億円程度と、予算凍結の方針が明らかになりました。

用地買収もほぼ終了をして、残る地区の拡幅整備を残すのみとのそういう状況の中でございます。

また、地域住民の生活環境、安全の確保を考えますと、早期の整備が必要でありまして、お手元のとおり、意見書の内容を地方自治法第99条の規定により、意見書

を提出させていただきたく、お願いするところでございます。

何とぞ、慎重審議の上、本意見書の提出理由の意図をくんでいただいて、特段の御配慮をいただきまして、御可決いただけますように、節にお願いを申し上げまして、提案理由の説明とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第9号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第9号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び福生市議会会議規則第159条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第19、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

建設環境、市民厚生及び議会運営委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第103条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が4件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第21-7号、陳情第21-9号、陳情第21-10号及び陳情第21-12号については、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 8番奥富喜一君、何号の陳情ですか。

○8番（奥富喜一君） 陳情21-10号と陳情第21-12号についてです。

○議長（大野聰君） ただいま、陳情第21-10号及び陳情第21-12号について御異議がありますので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本2件は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大野聰君） 起立多数であります。よって、本2件は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

引き続きまして、ほか2件の陳情についてお諮りいたします。

本2件は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第20、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成21年第4回福生市議会定例会を閉会といたします。

午後2時3分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 大 野 聰

副議長 田 村 正 秋

議員 阿 南 育 子

議員 高 橋 章 夫

議員 串 田 金 八

平成 21 年 12 月 16 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 画

追加議案等の送付について

平成 21 年第 4 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案等を追加して送付します。

- 1 議案第 70 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 71 号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 72 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 73 号 平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）
- 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

議案第 70 号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

市長及び副市長に対し支給する平成 22 年 3 月期の期末手当の支給割合を
改定するとともに、平成 22 年度以降における期末手当の支給月等を改めたい
ので、本条例を改正する必要がある。

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 福生市長等の給与に関する条例(昭和 32 年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 福生市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「3月に支給する場合においては100分の10、6月」を「6月」に、「100分の210」を「100分の195」に、「100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

議案第 71 号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

教育長に対し支給する平成 22 年 3 月期の期末手当の支給割合を改定するとともに、平成 22 年度以降における期末手当の支給月等を改めたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和35年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第2条 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3月に支給する場合においては100分の10、6月」を「6月」に、「100分の210」を「100分の195」に、「100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

議案第 72 号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

一般職の職員の給料の額、平成 22 年 3 月期の期末手当の支給割合、平成 22 年度以降における期末手当の支給月等を改めたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 福生市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条の2中「100分の16」を「100分の17」に改める。

第11条の2第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第4項中「「100分の25」とあるのは「100分の10」」を「「100分の10」とあるのは「100分の5」」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	138,300	200,600	225,000	259,500	289,300	339,600
	2	139,400	202,500	226,900	261,600	291,800	342,200
	3	140,500	204,400	229,000	263,700	294,200	344,800
	4	141,600	206,500	231,000	266,000	296,700	347,500
	5	142,700	208,500	233,000	268,200	299,100	350,200
	6	143,800	210,400	235,000	270,400	301,600	352,800
	7	144,900	212,300	237,000	272,500	304,000	355,500
	8	146,000	214,300	239,100	274,700	306,500	358,200
	9	147,100	216,400	241,100	277,000	309,000	360,900
	10	148,200	218,400	243,100	279,300	311,500	363,500
	11	149,300	220,300	245,200	281,500	313,900	366,200
	12	150,400	222,200	247,300	283,800	316,400	368,900
	13	151,500	224,300	249,400	286,100	318,900	371,600
	14	152,900	226,300	251,500	288,500	321,400	374,300
	15	154,300	228,300	253,600	290,800	324,000	377,100
	16	155,700	230,200	255,700	293,100	326,600	379,800
	17	157,200	232,200	257,800	295,300	329,100	382,600
	18	159,400	234,200	260,000	297,600	331,600	385,400
	19	161,600	236,100	262,100	300,000	334,200	388,200
	20	163,900	238,100	264,200	302,300	336,800	391,100
	21	166,200	240,200	266,400	304,700	339,400	394,000
	22	168,200	242,200	268,600	307,000	342,000	396,800

23	170,200	244,100	270,800	309,500	344,700	399,700
24	172,200	246,100	272,900	311,900	347,400	402,600
25	174,200	248,200	275,100	314,200	350,000	405,600
26	176,300	250,200	277,400	316,600	352,700	408,400
27	178,300	252,100	279,500	319,000	355,300	411,200
28	180,400	254,200	281,700	321,400	357,900	413,900
29	182,400	256,300	284,000	323,800	360,500	416,600
30	184,700	258,400	286,400	326,300	363,100	419,300
31	186,900	260,500	288,600	328,700	365,700	422,000
32	189,100	262,600	290,800	331,200	368,300	424,800
33	191,400	264,600	293,000	333,500	370,900	427,600
34	193,400	266,600	295,300	336,100	373,500	429,900
35	195,300	268,500	297,600	338,600	376,100	432,100
36	197,300	270,500	299,900	341,000	378,600	434,400
37	199,200	272,400	302,100	343,400	381,000	436,700
38	201,100	274,300	304,400	345,800	383,600	438,500
39	203,000	276,300	306,700	348,100	386,000	440,200
40	205,000	278,300	308,900	350,300	388,500	441,800
41	206,900	280,200	311,200	352,500	391,000	443,400
42	208,800	282,200	313,600	354,800	393,500	445,000
43	210,800	284,100	316,000	357,000	396,100	446,500
44	212,700	286,000	318,300	359,300	398,500	447,900
45	214,600	287,900	320,500	361,500	401,000	449,300
46	216,500	289,700	322,800	363,900	403,500	450,600
47	218,500	291,700	325,100	366,100	406,000	451,800
48	220,300	293,600	327,300	368,300	408,400	453,000
49	222,200	295,500	329,500	370,500	410,800	454,200
50	224,100	297,400	331,800	372,700	412,800	455,000
51	226,000	299,400	334,000	375,000	414,700	455,700
52	227,900	301,200	336,200	377,300	416,600	456,400
53	229,800	303,100	338,300	379,500	418,400	457,000
54	231,700	304,900	340,500	381,500	420,000	457,700
55	233,600	306,700	342,700	383,500	421,600	458,400
56	235,500	308,700	344,800	385,500	423,100	459,000
57	237,300	310,600	346,900	387,500	424,500	459,600
58	239,100	312,500	349,000	389,100	425,900	460,200
59	241,000	314,100	351,100	390,500	427,300	460,800
60	242,900	315,800	353,100	391,900	428,500	461,300

61	244,700	317,600	355,000	393,300	429,800	461,800
62	246,500	319,200	357,000	394,700	430,800	462,300
63	248,400	320,900	359,000	396,000	431,800	462,800
64	250,200	322,600	360,900	397,300	432,800	463,300
65	252,000	324,300	362,700	398,700	433,700	463,800
66	253,800	325,900	364,700	400,000	434,600	464,300
67	255,600	327,600	366,600	401,300	435,500	464,800
68	257,400	329,200	368,500	402,400	436,400	465,300
69	259,200	330,800	370,300	403,400	437,200	465,800
70	261,000	332,400	371,700	404,500	437,800	466,300
71	262,800	334,000	373,100	405,500	438,400	466,800
72	264,600	335,500	374,300	406,500	438,900	467,300
73	266,400	337,200	375,500	407,500	439,400	467,800
74	268,200	338,800	376,800	408,300	439,900	468,300
75	270,000	340,300	378,000	409,200	440,400	468,800
76	271,800	341,800	379,200	410,000	440,900	469,300
77	273,600	343,300	380,400	410,700	441,400	469,800
78	275,400	344,700	381,300	411,300	441,900	470,300
79	277,200	346,000	382,200	411,900	442,400	470,800
80	278,900	347,300	383,100	412,500	442,900	471,300
81	280,600	348,600	384,000	413,100	443,400	471,800
82	282,300	349,700	384,900	413,700	443,900	472,200
83	284,000	350,800	385,800	414,300	444,400	472,700
84	285,700	351,800	386,700	414,800	444,900	473,200
85	287,400	352,900	387,600	415,300	445,400	473,700
86	289,000	353,800	388,500	415,900	445,900	
87	290,800	354,700	389,300	416,400	446,400	
88	292,500	355,500	390,200	417,000	446,900	
89	294,200	356,300	391,000	417,500	447,400	
90	295,800	356,900	391,700	418,100	447,900	
91	297,500	357,500	392,300	418,600	448,400	
92	299,200	358,000	392,900	419,100	448,900	
93	300,700	358,600	393,500	419,500	449,400	
94	302,300	359,200	394,100	420,000	449,900	
95	303,900	359,800	394,600	420,500	450,400	
96	305,500	360,400	395,100	421,000	450,900	
97	307,100	360,900	395,600	421,400	451,400	
98	308,600	361,400	396,100	421,900	451,900	
99	310,000	361,900	396,700	422,400	452,400	

100	311,400	362,400	397,200	422,800	452,900
101	312,900	362,900	397,700	423,200	453,400
102	314,200	363,400	398,200	423,700	453,900
103	315,500	363,900	398,800	424,200	454,400
104	316,800	364,400	399,300	424,600	454,900
105	318,100	364,800	399,800	425,000	455,300
106	319,200	365,200	400,300	425,500	455,800
107	320,200	365,600	400,800	425,900	456,300
108	321,200	366,000	401,300	426,400	456,800
109	322,200	366,400	401,800	426,800	457,200
110	323,200	366,800	402,300	427,300	
111	324,100	367,200	402,800	427,700	
112	325,000	367,600	403,300	428,100	
113	325,900	368,000	403,800	428,500	
114	326,500	368,400	404,300	429,000	
115	327,100	368,800	404,800	429,400	
116	327,700	369,200	405,300	429,800	
117	328,300	369,600	405,700	430,200	
118	328,800	370,000	406,200	430,600	
119	329,200	370,400	406,700	431,000	
120	329,600	370,800	407,200	431,400	
121	330,000	371,200	407,600	431,900	
122	330,400	371,600	408,100	432,400	
123	330,800	372,000	408,600	432,800	
124	331,200	372,400	409,000	433,200	
125	331,600	372,800	409,400	433,600	
126	332,000	373,100	409,900		
127	332,400	373,500	410,300		
128	332,800	373,900	410,800		
129	333,200	374,300	411,200		
130	333,600		411,700		
131	334,000		412,200		
132	334,400		412,600		
133	334,800		413,000		
134	335,200		413,400		
135	335,600		413,900		
136	336,000		414,300		
137	336,400		414,700		

	138	336,800		415,200			
	139	337,200		415,600			
	140	337,600		416,000			
	141	338,000		416,400			
	142	338,400					
	143	338,800					
	144	339,200					
	145	339,600					
	146	339,900					
	147	340,300					
	148	340,700					
	149	341,100					
	150	341,400					
	151	341,800					
	152	342,200					
	153	342,600					
再任用職員		205,300	238,300	273,300	291,400	313,300	346,400

備考 1 この表は、行政職給料表（二）の適用を受けないすべての職員（臨時職員は除く。）に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、154,800円とする。

3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	130,900	196,600	223,800	259,100
	2	131,500	198,500	225,800	261,200
	3	132,100	200,400	227,800	263,400
	4	132,700	202,600	229,800	265,600
	5	133,400	204,600	231,800	267,900
	6	134,000	206,600	233,800	270,000
	7	134,600	208,600	235,800	272,100
	8	135,300	210,600	237,900	274,300
	9	136,000	212,700	240,000	276,500
	10	136,600	214,700	242,000	278,700
	11	137,300	216,700	244,100	281,000
	12	138,000	218,800	246,200	283,300

13	138,700	220,900	248,300	285,600
14	139,700	223,000	250,300	287,800
15	140,700	225,100	252,400	290,100
16	141,700	227,200	254,500	292,400
17	142,700	229,300	256,600	294,700
18	143,800	231,500	258,600	297,000
19	144,900	233,600	260,700	299,400
20	146,100	235,700	262,800	301,700
21	147,300	237,800	264,900	304,100
22	148,900	239,900	266,900	306,400
23	150,500	242,000	269,000	308,800
24	152,100	244,100	271,100	311,200
25	153,800	246,100	273,200	313,600
26	155,500	248,200	275,300	315,900
27	157,300	250,300	277,400	318,300
28	159,100	252,300	279,500	320,700
29	160,900	254,300	281,600	323,100
30	162,700	256,200	283,600	325,500
31	164,500	258,200	285,800	327,900
32	166,300	260,200	287,900	330,300
33	168,100	262,100	290,100	332,600
34	169,900	264,100	292,200	335,000
35	171,800	266,100	294,300	337,400
36	173,800	268,000	296,400	339,800
37	175,800	269,900	298,600	342,100
38	177,800	271,900	300,800	344,400
39	179,800	273,800	302,900	346,700
40	181,800	275,700	305,000	348,900
41	183,800	277,600	307,100	351,100
42	185,700	279,600	309,200	353,300
43	187,600	281,500	311,200	355,500
44	189,500	283,400	313,300	357,700
45	191,400	285,300	315,300	359,900
46	193,400	287,300	317,300	362,100
47	195,300	289,200	319,300	364,300
48	197,300	291,100	321,300	366,500
49	199,200	293,000	323,300	368,700
50	201,100	294,900	325,300	370,900
51	203,000	296,800	327,300	373,000
52	205,000	298,700	329,200	375,100
53	206,900	300,600	331,100	377,200
54	208,800	302,400	333,000	379,100
55	210,800	304,200	334,800	380,900

56	212,700	305,900	336,600	382,700
57	214,600	307,600	338,400	384,500
58	216,500	309,200	340,100	385,900
59	218,500	310,800	341,900	387,300
60	220,300	312,400	343,600	388,700
61	222,200	314,000	345,300	390,100
62	224,100	315,600	347,000	391,400
63	226,000	317,200	348,700	392,600
64	227,900	318,700	350,300	393,800
65	229,800	320,200	351,900	395,000
66	231,700	321,600	353,500	396,100
67	233,600	323,000	355,100	397,300
68	235,500	324,400	356,700	398,400
69	237,300	325,800	358,300	399,500
70	239,100	327,100	359,700	400,500
71	241,000	328,400	361,100	401,500
72	242,900	329,400	362,500	402,500
73	244,700	330,700	363,900	403,400
74	246,500	331,900	365,100	404,200
75	248,400	333,000	366,100	405,000
76	250,200	334,100	367,200	405,700
77	252,000	335,200	368,300	406,400
78	253,800	336,300	369,300	407,000
79	255,600	337,400	370,300	407,600
80	257,400	338,500	371,300	408,200
81	259,200	339,500	372,300	408,800
82	261,000	340,500	373,200	409,300
83	262,800	341,500	374,100	409,900
84	264,600	342,500	375,000	410,400
85	266,400	343,400	375,900	410,900
86	268,200	344,200	376,800	411,500
87	270,000	345,000	377,600	412,100
88	271,800	345,800	378,400	412,600
89	273,600	346,600	379,200	413,100
90	275,400	347,400	379,900	413,600
91	277,200	348,200	380,500	414,100
92	278,900	348,900	381,100	414,600
93	280,600	349,600	381,700	415,100
94	282,300	350,300	382,300	415,600
95	284,100	351,000	382,900	416,100
96	285,700	351,700	383,400	416,600
97	287,400	352,400	383,900	417,100

98	289,100	353,100	384,500	417,600
99	290,900	353,800	385,100	418,100
100	292,500	354,500	385,600	418,500
101	294,200	355,100	386,100	418,900
102	295,600	355,700	386,700	419,400
103	297,000	356,300	387,300	419,900
104	298,400	356,900	387,800	420,300
105	299,800	357,400	388,300	420,700
106	301,100	357,900	388,800	421,200
107	302,300	358,400	389,300	421,600
108	303,500	358,900	389,700	422,100
109	304,700	359,300	390,100	422,500
110	305,900	359,800	390,600	423,000
111	307,000	360,200	391,100	423,400
112	308,100	360,700	391,500	423,800
113	309,200	361,200	391,900	424,200
114	310,200	361,700	392,400	424,700
115	311,200	362,200	392,900	425,100
116	312,200	362,700	393,300	425,500
117	313,100	363,100	393,700	425,900
118	313,900	363,600	394,200	
119	314,700	364,100	394,600	
120	315,400	364,600	395,100	
121	316,100	365,000	395,500	
122	316,700	365,500	396,000	
123	317,300	366,000	396,500	
124	317,900	366,500	396,900	
125	318,400	366,900	397,300	
126	319,100	367,300	397,800	
127	319,500	367,800	398,300	
128	320,100	368,300	398,700	
129	320,600	368,700	399,100	
130	321,200	369,200	399,600	
131	321,800	369,700	400,100	
132	322,300	370,100	400,500	
133	322,800	370,500	400,900	
134	323,300	371,000	401,400	
135	323,800	371,500	401,900	
136	324,300	371,900	402,300	
137	324,800	372,300	402,700	
138	325,300		403,200	
139	325,800		403,700	
140	326,300		404,100	

	141	326,800		404,500	
	142	327,300		405,000	
	143	327,800		405,400	
	144	328,300		405,800	
	145	328,800		406,200	
	146	329,300		406,700	
	147	329,800		407,100	
	148	330,300		407,500	
	149	330,800		407,900	
	150	331,300		408,400	
	151	331,800		408,800	
	152	332,300		409,200	
	153	332,800		409,600	
	154	333,300		410,100	
	155	333,800		410,500	
	156	334,300		410,900	
	157	334,700		411,300	
	158	335,200			
	159	335,700			
	160	336,100			
	161	336,500			
	162	337,000			
	163	337,500			
	164	337,900			
	165	338,300			
再任用職員		211,100	226,600	247,300	279,200

備考 この表は、自動車運転、専任当直、用務、作業又は給食調理の業務に従事する職員に適用する。

第2条 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の10」を削り、「100分の150」を「100分の135」に、「100分の155」を「100分の160」に、「3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）」を「6月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6箇月	100分の100

5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

第 11 条の 2 第 4 項中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 5」と、「100 分の 150」を「100 分の 135」に、「100 分の 80」を「100 分の 70」に、「100 分の 155」を「100 分の 160」に改める。

第 11 条の 5 第 2 項中「100 分の 25」を「100 分の 27.5」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	127,100	230,900	271,800	303,500
	2	127,600	232,800	273,700	305,700
	3	128,100	234,700	275,600	307,900
	4	128,600	236,500	277,500	310,000
	5	129,100	238,300	279,500	312,100
	6	129,600	240,100	281,400	314,300
	7	130,100	241,900	283,300	316,500
	8	130,700	243,600	285,200	318,600
	9	131,300	245,300	287,100	320,700
	10	131,800	247,100	289,000	322,800
	11	132,500	248,900	290,900	324,800
	12	133,100	250,600	292,700	326,800
	13	133,700	252,300	294,500	328,800
	14	134,500	254,100	296,300	330,800
	15	135,400	255,800	298,100	332,800
	16	136,300	257,500	299,900	334,800
	17	137,200	259,200	301,700	336,800
	18	138,300	261,000	303,500	338,800
	19	139,500	262,700	305,300	340,800
	20	140,700	264,400	307,000	342,800
	21	141,900	266,100	308,700	344,700
	22	143,100	267,900	310,400	346,700
	23	144,300	269,600	312,000	348,600
	24	145,500	271,300	313,600	350,500
	25	146,700	273,000	315,200	352,400

26	148,100	274,700	316,800	354,100
27	149,600	276,400	318,300	355,700
28	151,100	278,100	319,800	357,300
29	152,600	279,800	321,300	358,900
30	154,200	281,400	322,800	360,200
31	155,800	283,000	324,300	361,400
32	157,400	284,500	325,800	362,600
33	159,100	286,000	327,200	363,800
34	160,700	287,500	328,700	364,900
35	162,400	288,900	330,100	366,000
36	164,100	290,300	331,500	367,100
37	165,800	291,700	332,900	368,100
38	167,400	293,100	334,200	369,100
39	169,100	294,500	335,400	370,100
40	170,800	295,800	336,600	371,000
41	172,500	297,100	337,800	371,900
42	174,100	298,400	338,800	372,800
43	175,800	299,700	339,700	373,600
44	177,500	300,900	340,600	374,400
45	179,200	302,100	341,500	375,200
46	180,800	303,200	342,400	375,900
47	182,500	304,300	343,300	376,500
48	184,200	305,300	344,100	377,100
49	185,900	306,300	344,900	377,700
50	187,500	307,300	345,700	378,200
51	189,200	308,300	346,500	378,700
52	190,900	309,300	347,300	379,100
53	192,600	310,200	348,000	379,500
54	194,300	311,100	348,700	380,000
55	196,000	312,000	349,400	380,400
56	197,700	312,900	350,100	380,800
57	199,400	313,800	350,700	381,200
58	201,100	314,700	351,200	381,600
59	202,800	315,500	351,700	382,000
60	204,500	316,300	352,200	382,400
61	206,200	317,100	352,600	382,800
62	208,000	317,800	353,100	383,200
63	209,700	318,500	353,500	383,600
64	211,400	319,200	353,900	384,000
65	213,100	319,800	354,300	384,300
66	214,800	320,400	354,800	384,700
67	216,500	321,000	355,200	385,100
68	218,200	321,600	355,600	385,500

69	219,800	322,200	356,000	385,800
70	221,500	322,800	356,500	386,200
71	223,100	323,400	356,900	386,500
72	224,700	324,000	357,300	386,800
73	226,300	324,500	357,700	387,100
74	228,000	325,100	358,100	387,500
75	229,600	325,600	358,500	387,800
76	231,200	326,100	358,800	388,100
77	232,800	326,600	359,100	388,400
78	234,500	327,100	359,500	388,800
79	236,100	327,600	359,800	389,100
80	237,700	328,000	360,100	389,400
81	239,300	328,400	360,400	389,700
82	241,000	328,800	360,700	390,100
83	242,600	329,200	361,000	390,400
84	244,200	329,500	361,300	390,700
85	245,800	329,800	361,700	391,000
86	247,400	330,100	362,100	391,300
87	249,000	330,400	362,400	391,600
88	250,600	330,800	362,700	391,900
89	252,200	331,200	363,000	392,200
90	253,800	331,500	363,400	392,500
91	255,400	331,800	363,700	392,800
92	256,900	332,200	364,000	393,100
93	258,400	332,600	364,300	393,400
94	260,000	332,900	364,700	393,700
95	261,600	333,200	365,000	394,000
96	263,000	333,600	365,300	394,300
97	264,500	334,000	365,600	394,600
98	266,000	334,400	366,000	394,900
99	267,500	334,800	366,300	395,200
100	269,000	335,100	366,600	395,500
101	270,500	335,400	366,900	395,800
102	271,800	335,800	367,300	396,100
103	273,000	336,100	367,600	396,400
104	274,200	336,400	367,900	396,700
105	275,400	336,700	368,200	397,000
106	276,500	337,100	368,600	397,300
107	277,600	337,400	368,900	397,600
108	278,700	337,700	369,200	397,900
109	279,700	338,000	369,500	398,200
110	280,700	338,400	369,800	398,500

111	281,700	338,700	370,100	398,800
112	282,600	339,000	370,400	399,100
113	283,500	339,300	370,700	399,400
114	284,400	339,600	371,000	399,700
115	285,200	339,900	371,300	400,000
116	286,000	340,200	371,600	400,300
117	286,800	340,500	371,900	400,600
118	287,500	340,800	372,200	400,900
119	288,100	341,100	372,500	401,200
120	288,700	341,400	372,800	401,500
121	289,300	341,700	373,100	401,800
122	289,800	342,000	373,400	402,100
123	290,200	342,300	373,700	402,400
124	290,600	342,600	374,000	402,700
125	291,000	342,900	374,300	403,000
126	291,500	343,200	374,600	403,300
127	291,900	343,500	374,900	403,600
128	292,300	343,800	375,200	403,900
129	292,700	344,100	375,500	404,200
130	293,200	344,400	375,800	404,500
131	293,600	344,700	376,100	404,800
132	294,000	345,000	376,400	405,100
133	294,400	345,300	376,700	405,400
134	294,800	345,600	377,000	405,700
135	295,200	345,900	377,300	406,000
136	295,600	346,200	377,600	406,300
137	295,900	346,500	377,900	406,600
138	296,300	346,800	378,200	406,900
139	296,700	347,100	378,500	407,200
140	297,100	347,400	378,800	407,500
141	297,400	347,700	379,100	407,800
142	297,800	348,000	379,400	408,100
143	298,200	348,300	379,700	408,400
144	298,600	348,600	380,000	408,700
145	298,900	348,900	380,300	409,000
146	299,300	349,200	380,600	409,300
147	299,700	349,500	380,900	409,600
148	300,100	349,800	381,200	409,900
149	300,400	350,100	381,500	410,200
150	300,800	350,400	381,800	
151	301,200	350,700	382,100	
152	301,600	351,000	382,400	

153	301,900	351,300	382,700
154	302,300	351,600	383,000
155	302,700	351,900	383,300
156	303,000	352,200	383,600
157	303,300	352,500	383,900
158	303,700	352,800	384,200
159	304,000	353,100	384,500
160	304,300	353,400	384,800
161	304,600	353,700	385,100
162	305,000	354,000	385,400
163	305,300	354,300	385,700
164	305,600	354,600	386,000
165	305,900	354,900	386,300
166	306,200	355,200	386,600
167	306,500	355,500	386,900
168	306,800	355,800	387,200
169	307,100	356,100	387,500
170	307,400	356,400	387,800
171	307,700	356,700	388,100
172	308,000	357,000	388,400
173	308,300	357,300	388,700
174	308,600	357,600	389,000
175	308,900	357,900	389,300
176	309,200	358,200	389,600
177	309,500	358,500	389,900
178	309,800	358,800	390,200
179	310,100	359,100	390,500
180	310,400	359,400	390,800
181	310,700	359,700	391,100
182	311,000	360,000	391,400
183	311,300	360,300	391,700
184	311,600	360,600	392,000
185	311,900	360,900	392,300
186	312,200	361,200	392,600
187	312,500	361,500	392,900
188	312,800	361,800	393,200
189	313,100	362,100	393,500
190	313,400	362,400	
191	313,700	362,700	
192	314,000	363,000	
193	314,300	363,300	
194	314,600	363,600	
195	314,900	363,900	

196	315,200	364,200
197	315,500	364,500
198	315,800	364,800
199	316,100	365,100
200	316,400	365,400
201	316,700	365,700
202	317,000	366,000
203	317,300	366,300
204	317,600	366,600
205	317,900	366,900
206	318,200	
207	318,500	
208	318,800	
209	319,100	
210	319,400	
211	319,700	
212	320,000	
213	320,300	
214	320,600	
215	320,900	
216	321,200	
217	321,500	
218	321,800	
219	322,100	
220	322,400	
221	322,700	
222	323,000	
223	323,300	
224	323,600	
225	323,900	
226	324,200	
227	324,500	
228	324,800	
229	325,100	
230	325,400	
231	325,700	
232	326,000	
233	326,300	
234	326,600	
235	326,900	
236	327,200	
237	327,500	

	238	327,800			
	239	328,100			
	240	328,400			
	241	328,700			
	242	329,000			
	243	329,300			
	244	329,600			
	245	329,900			
	246	330,200			
	247	330,500			
	248	330,800			
	249	331,100			
	250	331,400			
	251	331,700			
	252	332,000			
	253	332,300			
	254	332,600			
	255	332,900			
	256	333,200			
	257	333,500			
	258	333,800			
	259	334,100			
	260	334,400			
	261	334,700			
再任用職員		211,100	226,600	247,300	279,200

備考 この表は、自動車運転、専任当直、用務、作業又は給食調理の業務に従事する職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条の規定は平成22年1月1日から、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 平成22年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第1条の規定による改正後の福生市の一般職の職員の給与に関する条例別表第2の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）及び切替日以降の直近の昇給日において調整する昇給の号給数（以下「調整号給

数」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第1に定める号給及び調整号給数とする。

(福生市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 福生市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)」を「6月以内」に改める。

附則別表第1

職員の号給の切替表

行政職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給及び調整号給数

旧号給 現級	1級		2級		3級		4級	
	号給	調整号給数	号給	調整号給数	号給	調整号給数	号給	調整号給数
1	9	1	1	1	1	1	1	1
2	10							
3	11							
4	12							
5	13							
6	14							
7	15							
8	15							
9	16							
10	17							
11	18							
12	18							
13	19							
14	20							
15	20							
16	21							
17	22							
18	23		2					
19	24		3					
20	25		4					
21	26		5				2	
22	27		6				3	
23	28		8				4	
24	29		9				5	
25	30		10		2		6	
26	31		11		3		7	
27	32		12		4		8	
28	33		13		5		9	

29	35		15	2	7	2	11	2
30	36		16		8		12	
31	37		17		9		13	
32	38		18		10		14	
33	39		19		11		15	
34	40		20		12		17	
35	41		21		13		18	
36	42		23		15		19	
37	43		24		16		20	
38	45	2	25		17		21	
39	46		26		18		22	
40	47		27		19		24	
41	48		28		21		25	
42	49		29		22		26	
43	51		31		23		27	
44	52		32		24		29	
45	53		33		26		30	
46	54		34		27		32	3
47	55		36		28		34	
48	56		37		29		36	
49	57		38		31		38	
50	58		40		32		40	
51	60		41		34		43	
52	61		43		35		45	
53	62		44		36		49	
54	63		46		38		52	
55	64		47		39		57	
56	65		49	3	40	3	61	
57	66		51		42		66	
58	67		52		44		70	
59	69		54		46		74	
60	70		56		48		78	
61	71		58		50		82	
62	72		60		52		87	
63	73		62		54		91	4
64	74		64		57		95	
65	76		66		60		99	
66	77		68		63		102	5
67	78		71		67		106	
68	79		73		71		110	
69	80		76		75		114	6
70	81		78		79		117	
71	82		81		84		120	
72	84	3	84		88		124	7
73	85		88		92		127	
74	86		92		96		129	
75	87		95		99		132	8
76	88		98		102		134	
77	89		101		106		137	
78	90		104		109		139	9
79	92		107		112		141	

80	93		111		115		143	
81	94		114	4	119		145	10
82	95		117		122		146	
83	96		121		125		148	
84	98		124		128	4	149	11
85	99		127		131			
86	100		130		134			
87	101		132		136			
88	102		135	5	139			
89	104		138		142	5		
90	105		140		144			
91	107		143		146			
92	109		145		148			
93	110		148		150			
94	112		150		152	6		
95	114		152	6	154			
96	116		155		156			
97	118		157		157			
98	121		159		159			
99	125		162		161	7		
100	129		164		163			
101	133		166	7	165			
102	136		168		167			
103	140		170		169	8		
104	144		172		170			
105	148		174		172			
106	151		175		174			
107	154		177	8	175			
108	158		179		177	9		
109	162		180		178			
110	165		182		180			
111	169	4	183		181			
112	173		185	9	183	10		
113	176		186		184			
114	180		188		186			
115	183		190		187			
116	186		191		189	11		
117	189	5	193					
118	192		194					
119	195		196	10				
120	197		198					
121	199		199					
122	201		201					
123	203		202					
124	205	6	204					
125	207		205	11				
126	209							
127	211							
128	213							
129	214							
130	216							

131	218	7								
132	220									
133	222									
134	223									
135	225									
136	227									
137	228									
138	230	8								
139	232									
140	233									
141	235									
142	237									
143	238									
144	240									
145	242	9								
146	243									
147	245									
148	247									
149	248									
150	250									
151	252	10								
152	253									
153	255									
154	257									
155	258									
156	260									
157	261	11								
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										

備考1 「現級」は、切替日の前日における職務の級である。

2 「旧号給」は、切替日の前日における号給である。

3 切替日以降の直近の昇給日における昇給の号給数は、本則における号給数から調整号給数の欄に掲げる調整号給数を減じた数とする。ただし、当該日における昇給の号給数が調整号給数の欄に掲げる調整号給数に満たない場合は、次回以降の昇給日において残差号給数を昇給の号給数から減じることとする。

議案第 73 号

平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

福生市長 加 藤 育 男

平成21年度 福生市一般会計補正予算（第4号）

平成21年度福生市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,514千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,056,909千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成21年12月18日 提出

福生市長 加藤 育男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		3,197,123	14,486	3,211,609
	2 国庫補助金	1,088,912	14,486	1,103,398
21 市 債		233,100	△25,000	208,100
	1 市 債	233,100	△25,000	208,100
歳 入 合 計		21,067,423	△10,514	21,056,909

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 消 防 費		867,179	△2,000	865,179
	1 消 防 費	867,179	△2,000	865,179
10 教 育 費		2,732,282	△1,784	2,730,498
	2 小学校費	463,773	8,685	472,458
	6 保健体育費	516,546	△10,469	506,077
13 予 備 費		74,068	△6,730	67,338
	1 予 備 費	74,068	△6,730	67,338
歳 出 合 計		21,067,423	△10,514	21,056,909

第2表 債務負担行為補正

(変 更)

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
福生野球場整備事業	平成21年度～平成22年度	千円 390,260

第3表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
福生野球場整備事業	千円 42,000	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	5.0 % 以 内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る場合、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	借入れのときより据置を含 み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合 により償還年限を短縮し、 若しくは低利に借換えする ことができる。
計	233,100			

補 正 後	
期 間	限 度 額
平成21年度～平成22年度	千円 243,435

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
千円 17,000	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ
208,100			

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を答申されたい。

平成 21 年 12 月 18 日

福生市長 加 藤 育 男

- 1 住 所 福生市大字福生 248 番地
- 2 氏 名 島 田 し の ぶ
- 3 生年月日 昭和 30 年 12 月 6 日

(資 料)

履 歴 書

住 所 東京都福生市大字福生 248 番地

氏 名 島 田 し の ぶ

生年月日 昭和 30 年 12 月 6 日

学 歴 昭和 50 年 4 月

北里看護専門学校入学

昭和 52 年 9 月

北里看護専門学校退学 (結婚のため)

公 職 歴 なし

団 体 歴 平成 7 年 9 月～平成 21 年 6 月

国際ソロプチミストあきる野会員

平成 21 年 7 月～現在

国際ソロプチミストあきる野会長

平成 9 年 4 月～平成 11 年 3 月

福生市立福生第一小学校 P T A 会長

平成 17 年 4 月～現在

あきる野市社会福祉協議会評議委員

職 歴 なし

上記の通り相違ありません。

平成 21 年 12 月 1 日

氏 名 島 田 し の ぶ ㊞

議員提出議案第7号

東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日

提出者 串 田 金 八

賛成者 武 藤 政 義

” 乙 津 豊 彦

” 堀 雄 一 朗

” 大 野 悦 子

” 田 村 正 秋

福生市議会議長

大 野 聰 様

東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する意見書

東京都住宅供給公社は、平成21年度の公社一般賃貸住宅の継続家賃値上げを、経済情勢の悪化などの理由で見送った。

アンケート調査では、入居者の59%が高齢者であるとのことであり、生活費を切り詰めながら、年金の中から家賃を支払っている方が多いという状況である。また、勤労者においても、雇用不安や減収に見舞われているという状況下にあり、そのようなことから、公共住宅に住まわれている方の生活が大切である。

よって、福生市議会は、以下のような措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 平成22年度以降の家賃は、住民の意向を反映させること。
- 2 設立の目的に立ち戻り「定期借家制度」は見直すこと。
- 3 「安くて良質で誰もが入居できる公共賃貸住宅」の大量建設を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

福生市議会議長

大 野 聡

東京都知事

東京都都市整備局長 様

東京都住宅供給公社理事長

議員提出議案第 8 号

都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 8 日

提出者 串 田 金 八

賛成者 武 藤 政 義

” 乙 津 豊 彦

” 堀 雄 一 朗

” 大 野 悦 子

” 田 村 正 秋

福生市議会議長

大 野 聰 様

都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対を求める意見書

独立行政法人都市再生機構は、UR賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入を決定し、平成21年度にまず、全国32団地約3万戸を試行的に選定し、準備が整い次第、定期借家契約による空き家入居者募集を開始するとしている。

既存契約の定期借家契約への切り替えは、借地借家法上「当分の間」禁じられているが、都市再生機構は対象団地を年々拡大し、団地内の定期借家入居者は漸増する。借家契約内容の異なる居住者の混在が、団地管理上、コミュニティー形成上の困難を生み出すことも危惧される。

経済状況の悪化により、国民は厳しい生活を強いられている。勤労者が雇用不安や減収に見舞われている中であるからこそ、公共住宅に住まわれている方の生活の安定が大切である。

よって、福生市議会は次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 UR賃貸住宅に定期借家契約を導入し、拡大する方針を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

福生市議会議長

大 野 聡

内閣総理大臣

国土交通大臣

様

独立行政法人都市再生機構理事長

議員提出議案第9号

一般国道16号にかかる意見書

上記の議案を提出する。

平成21年12月18日

提出者	青	海	俊	伯
賛成者	阿	南	育	子
〃	杉	山	行	男
〃	奥	富	喜	一
〃	串	田	金	八
〃	田	村	昌	巳
〃	増	田	俊	一
〃	大	野	悦	子
〃	小野沢			久

福生市議会議長

大 野 聰 様

一般国道16号にかかる意見書

一般国道16号は、首都圏の環状道路であり、首都圏及び多摩地域の骨格を形成する重要な幹線道路であるが、小荷田、熊川間は二車線区間でボトルネックになっており、交通渋滞の慢性化や沿道環境の悪化が著しく、地域住民の生活に深刻な影響を与えている。

このような状況の中、国における拡幅整備工事も進められ、現在、沿線中間部の用地買収、武蔵野橋架け替えのための工事、電線類共同溝工事等着々と進捗している。

しかしながら、今般、一般国道16号（八王子～瑞穂）拡幅事業の平成22年度概算要求が0～1億円程度と、予算凍結の方針が明らかになった。用地買収もほぼ終了し松原地区の拡幅整備を残すのみの進捗状況、また、地域住民の生活環境、安全の確保などを考えると早期整備が必要であり、予算の凍結は誠に遺憾である。

よって、以下の事項につき強く求める。

- 1 一般国道16号（小荷田～熊川）の拡幅整備事業の速やかな完成に向け、所要の予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

福生市議会議長

大 野 聡

内閣総理大臣

財務大臣 様

国土交通大臣



福総総発第 162 号

平成 21 年 12 月 10 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 函

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙（専決第 7 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

⑤

専決第 7 号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和 57 年 3 月 10 日議決）に基づき、
損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 12 月 9 日

福生市長 加 藤 育 男 印

損害賠償額の決定について

福生市は、市有車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

1 損害賠償の額 金 253,056 円

2 損害賠償の相手方

所有者 羽村市栄町一丁目 12 番地 22

西 尾 豊 一

3 事故の概要

平成 21 年 8 月 1 日午後 1 時 35 分頃、福生市大字福生 2455 番地の市民会館敷地内で後退にて出庫しようとしたところ、後方に駐車していた相手方の車両に追突し、相手方の車両が損傷した。

過失割合については、市 10 割、相手方 0 割にて示談が成立した。

市有車の交通事故について

1 概要

平成 21 年 8 月 1 日午後 1 時 35 分頃、福生市大字福生 2455 番地の市民会館敷地内で後退にて出庫しようとしたところ、後方に駐車していた相手方の車両に追突し、相手方の車両が損傷した。

2 相手方

所有者 羽村市栄町一丁目 12 番地 22

西 尾 豊 一

3 事故後の経過

- ・平成 21 年 8 月 1 日（土） 事故後、福生警察署に通報
- ・平成 21 年 12 月 7 日（月） 示談交渉を行い、示談成立

4 事故の原因

公用車運転者の後方不注意により接触したことが原因であるため、この事故により与えた損害を市が賠償する。

5 事故後の対応

公用車を運転する際における安全確認の徹底を指導した。

6 損害賠償の内容

賠償額 253,056 円

（修理等に要する費用に対する過失割合 10 割の額）

福生市長等の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

【第 1 条による改正】

改正案	現行	備考
福生市長等の給与に関する条例 昭和32年 7 月10日 条例第 8 号 第 1 条から第 3 条まで 省略 (期末手当) 第 4 条 省略 2 期末手当の額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に 3 月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6 月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の215を乗じて得た額とする。 第 5 条 省略	福生市長等の給与に関する条例 昭和32年 7 月10日 条例第 8 号 第 1 条から第 3 条まで 省略 (期末手当) 第 4 条 省略 2 期末手当の額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に 3 月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6 月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の215を乗じて得た額とする。 第 5 条 省略	支給割合の 改定

【第 2 条による改正】

改正案	第 1 条による改正後	備考
福生市長等の給与に関する条例 昭和32年 7 月10日 条例第 8 号 第 1 条から第 3 条まで 省略 (期末手当) 第 4 条 省略 2 期末手当の額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に <u>6 月に支給する場合においては100分の195</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。 第 5 条 省略	福生市長等の給与に関する条例 昭和32年 7 月10日 条例第 8 号 第 1 条から第 3 条まで 省略 (期末手当) 第 4 条 省略 2 期末手当の額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に <u>3 月に支給する場合においては100分の10</u>、6 月に支給する場合においては<u>100分の210</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の215</u>を乗じて得た額とする。 第 5 条 省略	支給月及び 支給割合の 改定

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正新旧対照表

【第 1 条による改正】

改正案	現行	備考
福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例 昭和35年11月 2 日 条例第19号	福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例 昭和35年11月 2 日 条例第19号	
第 1 条及び第 2 条 省略	第 1 条及び第 2 条 省略	
(期末手当)	(期末手当)	
第 3 条 省略	第 3 条 省略	
2 期末手当の額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に 3 月に支給する場合においては <u>100分の10</u> 、6 月に支給する場合においては <u>100分の210</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の215</u> を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に 3 月に支給する場合においては <u>100分の25</u> 、6 月に支給する場合においては <u>100分の210</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の215</u> を乗じて得た額とする。	支給割合の 改定
第 4 条から第 6 条まで 省略	第 4 条から第 6 条まで 省略	

【第 2 条による改正】

改正案	第 1 条による改正後	備考
福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例 昭和35年11月 2 日 条例第19号	福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例 昭和35年11月 2 日 条例第19号	
第 1 条及び第 2 条 省略	第 1 条及び第 2 条 省略	
(期末手当)	(期末手当)	
第 3 条 省略	第 3 条 省略	
2 期末手当の額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に <u>6 月に支給する場合においては100分の195</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の220</u> を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に <u>3 月に支給する場合においては100分の10</u> 、 <u>6 月に支給する場合においては100分の210</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の215</u> を乗じて得た額とする。	支給割合及 び支給率の 改定
第 4 条から第 6 条まで 省略	第 4 条から第 6 条まで 省略	

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

【第 1 条による改正】

改正案	現行	備考																																		
福生市の一般職の職員の給与に関する条例 昭和26年2月23日 条例第4号 第1条から第10条まで 省略 (地域手当) 第10条の2 職員には、地域手当を支給するものとし、その月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、<u>100分の17</u>を乗じて得た額とする。 2 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「<u>100分の17</u>」とあるのは「<u>100分の15</u>」とする。 第10条の3及び第11条 省略 (期末手当) 第11条の2 省略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額（以下「給料等」という。）に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在职期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th><th rowspan="2">割合</th></tr> <tr> <th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th><th>基準日が12月1日である場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3箇月</td><td>6箇月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>2箇月15日以上3箇月未満</td><td>5箇月以上6箇月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>1箇月15日以上2箇月15日未満</td><td>3箇月以上5箇月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>1箇月15日未満</td><td>3箇月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	3箇月	6箇月	100分の100	2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80	1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60	1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30	福生市の一般職の職員の給与に関する条例 昭和26年2月23日 条例第4号 第1条から第10条まで 省略 (地域手当) 第10条の2 職員には、地域手当を支給するものとし、その月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。 2 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「<u>100分の16</u>」とあるのは「<u>100分の15</u>」とする。 第10条の3及び第11条 省略 (期末手当) 第11条の2 省略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額（以下「給料等」という。）に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在职期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th><th rowspan="2">割合</th></tr> <tr> <th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th><th>基準日が12月1日である場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3箇月</td><td>6箇月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>2箇月15日以上3箇月未満</td><td>5箇月以上6箇月未満</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>1箇月15日以上2箇月15日未満</td><td>3箇月以上5箇月未満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>1箇月15日未満</td><td>3箇月未満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	3箇月	6箇月	100分の100	2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80	1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60	1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30	支給割合の改定 現行の適用を継続 支給割合の改定
在職期間		割合																																		
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																																			
3箇月	6箇月	100分の100																																		
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80																																		
1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60																																		
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30																																		
在職期間		割合																																		
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																																			
3箇月	6箇月	100分の100																																		
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80																																		
1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60																																		
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30																																		

改正案	現行	備考
3 省略 4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の5」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の155」とあるのは「100分の95」とする。 5 省略 第11条の3から第22条まで 省略 別表第1（第5条関係） 行政職給料表(一) 別表第2（第5条関係） 行政職給料表(二)	3 省略 4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の155」とあるのは「100分の95」とする。 5 省略 第11条の3から第22条まで 省略 別表第1（第5条関係） 行政職給料表(一) 別表第2（第5条関係） 行政職給料表(二)	支給割合の改定 給料表の改定 //

【第2条による改正】

改正案	第1条による改正後	備考
福生市の一般職の職員の給与に関する条例 昭和26年2月23日 条例第4号 第1条から第11条まで 省略 （期末手当） 第11条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第11条の4までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（市規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において、市規則で定める日（次条及び第11条の4においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第20条第6項ただし書の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額（以下「給料等」という。）に、6月に支給する場合においては100分の	福生市の一般職の職員の給与に関する条例 昭和26年2月23日 条例第4号 第1条から第11条まで 省略 （期末手当） 第11条の2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第11条の4までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（市規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において、市規則で定める日（次条及び第11条の4においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第20条第6項ただし書の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額（以下「給料等」という。）に、3月に支給する場合においては100分の10、	 基準日の変更 支給割合等の改定

改正案	第1条による改正後	備考																												
135、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr><tr><td>6 箇月</td><td>100分の100</td></tr><tr><td>5 箇月以上 6 箇月未満</td><td>100分の80</td></tr><tr><td>3 箇月以上 5 箇月未満</td><td>100分の60</td></tr><tr><td>3 箇月未満</td><td>100分の30</td></tr></table> 3 省略 4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の135」とあるのは「100分の70」と、「100分の160」とあるのは「100分の95」とする。 5 省略 第11条の3及び第11条の4 省略 (勤勉手当) 第11条の5 省略 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料等に100分の60を乗じて得た額に、勤務成績に応じ市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再任用職員に支給する場合の支給率は、「100分の60」とあるのは、「100分の27.5」とする。 3及び4 省略 第12条から第22条まで 省略 別表第2 (第5条関係) 行政職給料表(二)	在職期間	割合	6 箇月	100分の100	5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80	3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60	3 箇月未満	100分の30	6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th colspan="2">在職期間</th><th>割合</th></tr><tr><th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th><th>基準日が12月1日である場合</th><th></th></tr><tr><td>3 箇月</td><td>6 箇月</td><td>100分の100</td></tr><tr><td>2 箇月15日以上 3 箇月未満</td><td>5 箇月以上 6 箇月未満</td><td>100分の80</td></tr><tr><td>1 箇月15日以上 2 箇月15日未満</td><td>3 箇月以上 5 箇月未満</td><td>100分の60</td></tr><tr><td>1 箇月15日未満</td><td>3 箇月未満</td><td>100分の30</td></tr></table> 3 省略 4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の5」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の155」とあるのは「100分の95」とする。 5 省略 第11条の3及び第11条の4 省略 (勤勉手当) 第11条の5 省略 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料等に100分の60を乗じて得た額に、勤務成績に応じ市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再任用職員に支給する場合の支給率は、「100分の60」とあるのは、「100分の25」とする。 3及び4 省略 第12条から第22条まで 省略 別表第2 (第5条関係) 行政職給料表(二)	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合		3 箇月	6 箇月	100分の100	2 箇月15日以上 3 箇月未満	5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80	1 箇月15日以上 2 箇月15日未満	3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60	1 箇月15日未満	3 箇月未満	100分の30	基準日の変更に伴う在職期間における支給割合の改定 支給割合の改定 支給割合の改定 給料表の改定
在職期間	割合																													
6 箇月	100分の100																													
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80																													
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60																													
3 箇月未満	100分の30																													
在職期間		割合																												
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																													
3 箇月	6 箇月	100分の100																												
2 箇月15日以上 3 箇月未満	5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80																												
1 箇月15日以上 2 箇月15日未満	3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60																												
1 箇月15日未満	3 箇月未満	100分の30																												

【附則による改正】

福生市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考
福生市職員の育児休業等に関する条例 平成4年6月30日 条例第39号 第1条から第5条 省略 (期末手当等の支給) 第5条の2 福生市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第4号。以下「給与条例」という。)第11条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前<u>6月以内</u>の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 省略 第6条から第10条 省略	福生市職員の育児休業等に関する条例 平成4年6月30日 条例第39号 第1条から第5条 省略 (期末手当等の支給) 第5条の2 福生市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第4号。以下「給与条例」という。)第11条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前<u>3月以内</u>(基準日が12月1日であるときは、<u>6月以内</u>)の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 省略 第6条から第10条 省略	給与条例の 基準日の変 更に伴う変 更

1 一般職の給与改定

(1) 給料級別平均額

ア 行政職給料表(一)

項目 級	表 上				実 質			
	現 行	改 定	引上額	改定率	現 行	改 定	引上額	改定率
1	263,738 円	260,928 円	▲ 2,810 円	▲ 1.07 %	233,401 円	231,759 円	▲ 1,642 円	▲ 0.70 %
2	314,203	310,257	▲ 3,946	▲ 1.26	315,627	311,564	▲ 4,063	▲ 1.29
3	353,752	349,235	▲ 4,517	▲ 1.28	395,774	390,248	▲ 5,526	▲ 1.40
4	379,144	374,331	▲ 4,813	▲ 1.27	424,500	418,586	▲ 5,914	▲ 1.39
5	404,627	399,926	▲ 4,701	▲ 1.16	442,986	437,641	▲ 5,345	▲ 1.21
6	434,272	429,105	▲ 5,167	▲ 1.19	467,250	461,500	▲ 5,750	▲ 1.23
平均	349,290	345,073	▲ 4,217	▲ 1.21	349,953	345,661	▲ 4,292	▲ 1.23

イ 行政職給料表(二)

項目 級	表 上				実 質			
	現 行	改 定	引上額	改定率	現 行	改 定	引上額	改定率
1	252,705 円	250,023 円	▲ 2,682 円	▲ 1.06 %	265,200 円	261,900 円	▲ 3,300 円	▲ 1.24 %
2	313,072	308,984	▲ 4,088	▲ 1.31	345,223	340,427	▲ 4,796	▲ 1.39
3	352,506	347,834	▲ 4,672	▲ 1.33	390,817	385,342	▲ 5,475	▲ 1.40
4	372,446	367,717	▲ 4,729	▲ 1.27				
平均	318,588	314,614	▲ 3,974	▲ 1.25	355,975	351,036	▲ 4,939	▲ 1.39

(2) 職員手当(期末勤勉手当)

	現 行	改 定	引上月額
平成22年3月期期末手当支給月数	0.25 月	0.10 月	▲0.15 月

(3) 基準内給与(平均給与)

	現 行	改 定	引上額	改定率	備 考
給 料	350,520 円	346,167 円	▲ 4,353 円 (B)	▲ 1.01 %	B/A
扶 養	9,869	9,869	0 (C)	0	C/A
地 域	55,435	54,751	▲ 684 (D)	▲ 0.16	D/A
住 居	6,455	6,455	0	0	
管 理 職	9,078	8,968	▲ 110 (E)	▲ 0.03	E/A
計	431,357 (A)	426,210	▲ 5,147 (F)	▲ 1.19	F/A

◎ 実施時期 平成22年1月1日

2 行政職給料表(二)の切替について

平均8%程度引下げを実施した給料表の適用

◎ 実施時期 平成22年4月1日

3 期末・勤勉手当の支給月数の改正

		現 行	改 定	引上月額
期末手当	6月期	1.30月	1.35月	0.05月
	12月期	1.55月	1.60月	0.05月
	3月期	0.10月		▲0.10月
勤勉手当	6月期	0.60月	0.60月	-
	12月期	0.60月	0.60月	-
期末勤勉手当 合計	6月期	1.90月	1.95月	0.05月
	12月期	2.15月	2.20月	0.05月
	3月期	0.10月		▲0.10月
年間支給月数		4.15月	4.15月	-

◎ 実施時期 平成22年4月1日

《 参考事例 : 行政職給料表(二) 2級 100号給 の場合 》

平成22年1月1日				
【改 定】	【現行】行政職給料表(二)	2級	100号給	359,500円
		↓		
	【改定】行政職給料表(二)	2級	100号給	354,500円(▲5,000円)

↓

平成22年4月1日				
【給料表切替】	【切替】行政職給料表(二)	2級	164号給	354,600円
			調整号級数 : 6号給	
【成績昇給】	標準の場合(4号昇給)		+4号給	
	【新】行政職給料表(二)	2級	168号給	
			*但し、調整号級数が6号給あるため今回は昇給なし	
			よって、次年度に繰り越す調整号級数は2号給となる	
調整後の給料表	【新】行政職給料表(二)	2級	164号給	354,600円

↓

平成23年4月1日				
【成績昇給】	標準の場合(4号昇給)		+4号給	
	【新】行政職給料表(二)	2級	168号給	
			*但し、平成22年度からの繰越分調整号級数が2号給あるため今回の昇給は2号給	
調整後の給料表	【新】行政職給料表(二)	2級	166号給	355,200円

↓

平成24年4月1日				
【成績昇給】	標準の場合(4号昇給)		+4号給	
	【新】行政職給料表(二)	2級	170号給	

平成21年度給与改定によるモデル給与例

(単位：円)

役 職	年 齢	扶 養 状 況	改 定 後				増 減 額 年 収 (例月給与)	増 減 額 年 収 (期末勤勉)	増 減 額 (年 収)
			給 与 月 額	年 収(例月給与)	年 収(期末勤勉)	年 収			
係 員	25歳	なし	233,450	2,807,610	971,612	3,779,222	▲ 2,070	▲ 69	▲ 2,139
係 員	35歳	配偶者+子1	357,880	4,331,820	1,544,232	5,876,052	▲ 12,420	▲ 426	▲ 12,846
係長級	40歳	配偶者+子2	428,260	5,184,660	1,898,332	7,082,992	▲ 15,180	▲ 536	▲ 15,716
課長補佐級	50歳	配偶者+子2	506,345	6,134,100	2,327,984	8,462,084	▲ 19,320	▲ 709	▲ 20,029
課長級	55歳	配偶者+子1	609,482	7,378,062	2,529,640	9,907,702	▲ 21,426	▲ 734	▲ 22,160
部長級	57歳	配偶者	639,202	7,740,039	2,728,414	10,468,453	▲ 23,205	▲ 786	▲ 23,991

各市の一般行政職給料表の状況について

(平成21年4月1日時点)

- ◇ 独自表で、最高号給等を含め都表を上回る給与カーブで、
かつ、特別昇格により上位の級に昇格可能な団体
3市 ※1市はH21.4に特別昇格による上位の級への昇格を廃止
- ◇ 独自表で、最高号給等を含め都表を上回る給与カーブの団体
9市
- ◇ 基本的に都表準拠だが、暫定給料表等で都よりも高い号給を設定している団体
5市
- ◇ 特別昇格により上位の級に昇格可能な団体
2市 ※1市はH21.7に廃止
- ◇ 基本的に都表準拠だが、改定率が一部異なるため都よりも高い水準に設定している団体
3市
- ◇ 都表準拠の団体
4市 ※福生市を含む

21年度 行政給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

号給	1 級			2 級			3 級			4 級		
	現行	改定	引上率	現行	改定	引上率	現行	改定	引上率	現行	改定	引上率
号給	同差	金額	%	同差	金額	%	同差	金額	%	同差	金額	%
1	11	1,383	0	20	2,010	△ 4	20	2,260	△ 10	22	2,618	△ 23
2	11	1,394	0	20	2,030	△ 5	22	2,280	△ 11	22	2,640	△ 24
3	11	1,405	0	21	2,050	△ 6	21	2,302	△ 12	23	2,662	△ 25
4	11	1,416	0	20	2,071	△ 6	21	2,323	△ 13	22	2,685	△ 25
5	11	1,427	0	20	2,091	△ 6	21	2,344	△ 14	22	2,707	△ 25
6	11	1,438	0	20	2,111	△ 7	21	2,365	△ 15	22	2,729	△ 26
7	11	1,449	0	21	2,131	△ 8	22	2,386	△ 16	23	2,751	△ 26
8	11	1,460	0	21	2,152	△ 9	21	2,408	△ 17	23	2,774	△ 27
9	11	1,471	0	20	2,173	△ 9	21	2,429	△ 18	23	2,797	△ 27
10	11	1,482	0	20	2,194	△ 10	22	2,450	△ 19	23	2,820	△ 27
11	11	1,493	0	20	2,214	△ 11	22	2,472	△ 20	24	2,843	△ 28
12	11	1,504	0	21	2,234	△ 12	22	2,494	△ 21	24	2,867	△ 29
13	14	1,515	0	21	2,255	△ 12	22	2,515	△ 21	24	2,891	△ 30
14	14	1,529	0	21	2,276	△ 13	22	2,537	△ 22	24	2,915	△ 30
15	14	1,543	0	20	2,297	△ 14	22	2,559	△ 23	24	2,939	△ 31
16	15	1,557	0	21	2,317	△ 15	22	2,581	△ 24	23	2,963	△ 32
17	17	1,572	0	21	2,338	△ 16	23	2,603	△ 25	23	2,986	△ 33
18	22	1,594	0	20	2,359	△ 17	22	2,626	△ 26	24	3,009	△ 33
19	23	1,616	0	21	2,379	△ 18	22	2,648	△ 27	24	3,033	△ 34
20	23	1,639	0	21	2,400	△ 19	22	2,670	△ 28	25	3,057	△ 34
21	20	1,662	0	22	2,421	△ 19	22	2,692	△ 28	23	3,082	△ 35
22	20	1,682	0	22	2,442	△ 20	22	2,714	△ 29	25	3,105	△ 35
23	20	1,702	0	21	2,463	△ 21	23	2,736	△ 29	24	3,130	△ 35
24	20	1,722	0	21	2,483	△ 22	24	2,758	△ 29	24	3,154	△ 35
25	21	1,742	0	20	2,504	△ 22	25	2,781	△ 30	24	3,178	△ 36
26	20	1,763	0	20	2,525	△ 23	26	2,804	△ 31	24	3,202	△ 36
27	21	1,783	0	21	2,545	△ 24	27	2,826	△ 31	27	3,226	△ 36
28	20	1,804	0	21	2,566	△ 25	28	2,849	△ 32	28	3,250	△ 37
29	24	1,824	0	22	2,587	△ 26	29	2,872	△ 32	25	3,275	△ 37
30	23	1,846	△ 1	22	2,609	△ 26	30	2,896	△ 32	24	3,300	△ 37
31	23	1,871	△ 2	21	2,631	△ 27	31	2,918	△ 33	25	3,324	△ 37
32	23	1,894	△ 3	20	2,653	△ 28	32	2,941	△ 33	24	3,349	△ 37
33	20	1,917	△ 4	20	2,675	△ 29	33	2,964	△ 34	26	3,373	△ 38
34	20	1,937	△ 5	20	2,697	△ 30	34	2,988	△ 35	25	3,399	△ 38
35	20	1,957	△ 6	20	2,719	△ 31	35	3,011	△ 35	24	3,424	△ 38
36	19	1,977	△ 7	21	2,741	△ 32	36	3,034	△ 36	24	3,448	△ 39
37	20	1,996	△ 8	20	2,763	△ 33	37	3,057	△ 36	23	3,472	△ 39
38	20	2,016	△ 9	20	2,785	△ 34	38	3,080	△ 37	23	3,496	△ 39
39	20	2,036	△ 10	20	2,807	△ 35	39	3,103	△ 37	23	3,519	△ 40
40	19	2,056	△ 11	20	2,829	△ 36	40	3,126	△ 38	23	3,542	△ 40
41	20	2,075	△ 12	20	2,851	△ 37	41	3,149	△ 38	24	3,565	△ 41
42	21	2,095	△ 13	19	2,873	△ 38	42	3,172	△ 39	23	3,588	△ 41
43	19	2,115	△ 14	18	2,895	△ 39	43	3,195	△ 40	23	3,611	△ 42
44	19	2,135	△ 15	18	2,917	△ 40	44	3,218	△ 41	23	3,635	△ 42
45	20	2,154	△ 16	19	2,939	△ 41	45	3,241	△ 42	24	3,658	△ 43
46	20	2,174	△ 17	19	2,961	△ 42	46	3,264	△ 43	23	3,682	△ 43
47	19	2,194	△ 18	19	2,983	△ 43	47	3,287	△ 44	23	3,705	△ 44
48	20	2,213	△ 19	20	3,005	△ 44	48	3,310	△ 45	22	3,728	△ 45
49	20	2,233	△ 20	20	3,027	△ 45	49	3,333	△ 46	22	3,751	△ 46
50	20	2,253	△ 21	20	3,049	△ 46	50	3,356	△ 47	23	3,773	△ 46

21年度 行政職給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

1 級					2 級					3 級					4 級				
号給	現行 間差	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給	現行 間差	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給	現行 間差	現行 金額	改定 金額	引上率 %	号給	現行 間差	現行 金額	改定 金額	引上率 %
49	20	2,233	19	△ 0.5	51	19	3,031	18	2,994	51	22	3,380	22	3,340	51	23	3,796	23	3,750
50	20	2,253	19	△ 0.5	52	19	3,050	19	3,012	52	22	3,402	21	3,362	52	23	3,819	22	3,773
51	20	2,273	19	△ 0.6	53	19	3,069	18	3,031	53	22	3,424	21	3,386	53	20	3,842	20	3,795
52	19	2,293	19	△ 0.6	54	19	3,088	18	3,049	54	23	3,446	22	3,405	54	20	3,862	20	3,815
53	20	2,312	19	△ 0.6	55	20	3,107	20	3,067	55	22	3,469	21	3,427	55	20	3,882	20	3,835
54	20	2,332	19	△ 0.6	56	19	3,127	19	3,087	56	22	3,491	21	3,448	56	21	3,902	20	3,855
55	20	2,352	19	△ 0.7	57	20	3,146	19	3,106	57	22	3,513	21	3,469	57	16	3,923	16	3,875
56	19	2,372	18	△ 0.7	58	17	3,166	16	3,125	58	21	3,535	20	3,490	58	14	3,939	14	3,891
57	19	2,391	18	△ 0.8	59	17	3,183	17	3,141	59	20	3,556	20	3,511	59	15	3,953	14	3,905
58	20	2,410	19	△ 0.8	60	18	3,200	18	3,158	60	20	3,576	19	3,531	60	15	3,968	14	3,919
59	20	2,430	19	△ 0.8	61	17	3,218	16	3,176	61	20	3,596	20	3,550	61	14	3,983	14	3,933
60	19	2,450	18	△ 0.9	62	17	3,235	17	3,192	62	20	3,616	20	3,570	62	14	3,997	13	3,947
61	19	2,469	18	△ 0.9	63	17	3,252	17	3,209	63	20	3,636	19	3,590	63	13	4,011	13	3,960
62	19	2,488	19	△ 0.9	64	17	3,269	17	3,226	64	19	3,656	18	3,609	64	14	4,024	14	3,973
63	19	2,507	18	△ 0.9	65	17	3,286	16	3,243	65	20	3,675	20	3,627	65	13	4,038	13	3,987
64	19	2,526	18	△ 1.0	66	17	3,303	17	3,259	66	19	3,695	19	3,647	66	13	4,051	13	4,000
65	19	2,545	18	△ 1.0	67	16	3,320	16	3,276	67	19	3,714	19	3,666	67	12	4,064	11	4,013
66	19	2,564	18	△ 1.0	68	17	3,336	16	3,292	68	18	3,733	18	3,685	68	11	4,076	10	4,024
67	19	2,583	18	△ 1.0	69	17	3,353	16	3,308	69	14	3,751	14	3,703	69	11	4,087	11	4,034
68	19	2,602	18	△ 1.1	70	16	3,370	16	3,324	70	14	3,765	14	3,717	70	10	4,098	10	4,045
69	19	2,621	18	△ 1.1	71	16	3,386	15	3,340	71	12	3,779	12	3,731	71	10	4,108	10	4,055
70	18	2,640	18	△ 1.1	72	17	3,402	17	3,355	72	12	3,791	12	3,743	72	10	4,118	10	4,065
71	19	2,658	18	△ 1.1	73	17	3,419	16	3,372	73	13	3,803	13	3,755	73	9	4,128	8	4,075
72	19	2,677	18	△ 1.2	74	15	3,436	15	3,388	74	13	3,816	12	3,768	74	9	4,137	9	4,083
73	19	2,696	18	△ 1.2	75	16	3,451	15	3,403	75	13	3,829	12	3,780	75	8	4,146	8	4,092
74	19	2,715	18	△ 1.2	76	15	3,467	15	3,418	76	13	3,842	12	3,792	76	8	4,154	7	4,100
75	18	2,734	18	△ 1.2	77	14	3,482	14	3,433	77	9	3,855	9	3,804	77	6	4,162	6	4,107
76	18	2,752	18	△ 1.2	78	13	3,496	13	3,447	78	9	3,864	9	3,813	78	6	4,169	6	4,113
77	18	2,770	18	△ 1.2	79	13	3,509	13	3,460	79	9	3,873	9	3,822	79	6	4,174	6	4,119
78	18	2,788	18	△ 1.2	80	13	3,522	13	3,473	80	9	3,882	9	3,831	80	6	4,180	6	4,125
79	17	2,806	17	△ 1.2	81	11	3,535	11	3,486	81	9	3,891	9	3,840	81	6	4,186	6	4,131
80	18	2,823	17	△ 1.2	82	11	3,548	11	3,497	82	9	3,900	9	3,849	82	6	4,192	6	4,137
81	17	2,841	17	△ 1.2	83	10	3,557	10	3,508	83	9	3,909	9	3,858	83	6	4,198	5	4,143
82	18	2,858	17	△ 1.2	84	11	3,567	11	3,518	84	9	3,918	9	3,867	84	6	4,204	5	4,148
83	18	2,876	17	△ 1.3	85	10	3,578	10	3,529	85	9	3,927	9	3,876	85	6	4,210	6	4,153
84	17	2,894	17	△ 1.3	86	10	3,588	9	3,538	86	8	3,936	8	3,885	86	6	4,216	5	4,159
85	17	2,911	16	△ 1.3	87	9	3,598	8	3,547	87	9	3,944	9	3,893	87	6	4,222	6	4,164
86	18	2,928	18	△ 1.3	88	9	3,607	8	3,555	88	9	3,953	8	3,902	88	6	4,228	5	4,170
87	17	2,946	17	△ 1.3	89	7	3,616	6	3,563	89	7	3,962	7	3,910	89	6	4,234	6	4,175
88	17	2,963	17	△ 1.3	90	7	3,623	6	3,569	90	7	3,969	6	3,917	90	5	4,240	5	4,181
89	17	2,980	16	△ 1.3	91	6	3,630	5	3,575	91	7	3,976	6	3,923	91	5	4,245	5	4,186
90	17	2,997	17	△ 1.3	92	6	3,636	6	3,580	92	6	3,983	6	3,929	92	5	4,250	4	4,191
91	17	3,014	17	△ 1.3	93	6	3,642	6	3,586	93	6	3,989	6	3,935	93	5	4,255	5	4,195
92	16	3,031	15	△ 1.3	94	6	3,648	6	3,592	94	6	3,995	5	3,941	94	5	4,260	5	4,200
93	16	3,047	16	△ 1.3	95	6	3,654	6	3,598	95	5	4,001	5	3,946	95	5	4,265	5	4,205
94	16	3,063	16	△ 1.3	96	5	3,660	5	3,604	96	6	4,006	5	3,951	96	4	4,270	4	4,210
95	16	3,079	16	△ 1.3	97	5	3,665	5	3,609	97	5	4,012	5	3,956	97	5	4,274	5	4,214
96	16	3,095	16	△ 1.3	98	5	3,670	5	3,614	98	6	4,017	6	3,961	98	5	4,279	5	4,219
97	16	3,111	15	△ 1.3	99	5	3,675	5	3,619	99	5	4,023	5	3,967	99	5	4,284	4	4,224
98	15	3,127	14	△ 1.3	100	5	3,680	5	3,624	100	6	4,028	5	3,972	100	4	4,289	4	4,228

(単位: 百円)

21年度 行政職給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

号給	1 級			2 級			3 級			4 級		
	現行 間差	改定 金額	引上率 %	現行 間差	改定 金額	引上率 %	現行 間差	改定 金額	引上率 %	現行 間差	改定 金額	引上率 %
99	15	3,142	△ 13	5	3,685	△ 56	5	4,034	△ 57	5	4,293	△ 61
100	15	3,157	△ 14	5	3,690	△ 56	6	4,039	△ 57	5	4,298	△ 61
101	14	3,172	△ 13	5	3,695	△ 56	6	4,045	△ 57	4	4,303	△ 61
102	14	3,186	△ 14	4	3,700	△ 56	5	4,051	△ 58	5	4,307	△ 61
103	13	3,200	△ 13	4	3,704	△ 56	5	4,056	△ 58	5	4,312	△ 61
104	13	3,213	△ 14	4	3,708	△ 56	5	4,061	△ 58	4	4,317	△ 62
105	11	3,226	△ 14	4	3,712	△ 56	5	4,066	△ 58	5	4,321	△ 62
106	11	3,237	△ 15	4	3,716	△ 56	6	4,071	△ 58	4	4,326	△ 62
107	11	3,248	△ 14	4	3,720	△ 56	5	4,077	△ 59	5	4,331	△ 63
108	10	3,259	△ 14	4	3,724	△ 56	5	4,082	△ 59	4	4,336	△ 63
109	10	3,269	△ 14	4	3,728	△ 56	5	4,087	△ 59	4	4,340	△ 63
110	9	3,279	△ 14	4	3,732	△ 56	5	4,092	△ 59	5	4,344	△ 63
111	9	3,288	△ 14	4	3,736	△ 56	5	4,097	△ 59	5	4,349	△ 64
112	9	3,297	△ 14	4	3,740	△ 56	5	4,102	△ 59	4	4,354	△ 64
113	7	3,306	△ 14	4	3,744	△ 56	5	4,107	△ 59	4	4,359	△ 65
114	7	3,313	△ 14	4	3,748	△ 56	5	4,112	△ 59	4	4,363	△ 65
115	7	3,320	△ 15	4	3,752	△ 56	5	4,117	△ 60	4	4,367	△ 65
116	7	3,327	△ 15	4	3,756	△ 56	5	4,122	△ 60	4	4,371	△ 65
117	5	3,334	△ 15	4	3,760	△ 56	5	4,127	△ 60	4	4,375	△ 65
118	4	3,339	△ 15	4	3,764	△ 56	5	4,132	△ 60	5	4,379	△ 65
119	4	3,343	△ 15	4	3,768	△ 56	5	4,137	△ 61	5	4,384	△ 65
120	4	3,347	△ 15	4	3,772	△ 56	5	4,142	△ 61	4	4,389	△ 65
121	4	3,351	△ 15	4	3,776	△ 56	5	4,147	△ 61	4	4,393	△ 65
122	4	3,355	△ 15	4	3,780	△ 56	5	4,152	△ 61	4	4,397	△ 65
123	4	3,359	△ 15	4	3,784	△ 56	5	4,157	△ 61	4	4,401	△ 65
124	4	3,363	△ 15	4	3,788	△ 57	5	4,162	△ 63			
125	4	3,367	△ 15	4	3,792	△ 57	5	4,166	△ 63			
126	4	3,371	△ 15	4	3,796	△ 57	4	4,171	△ 63			
127	4	3,375	△ 15		3,800	△ 57	5	4,175	△ 63			
128	4	3,379	△ 15				5	4,180	△ 63			
129	4	3,383	△ 15				4	4,185	△ 63			
130	4	3,387	△ 15				4	4,189	△ 63			
131	4	3,391	△ 15				4	4,193	△ 63			
132	4	3,395	△ 15				5	4,197	△ 63			
133	4	3,399	△ 15				4	4,202	△ 63			
134	4	3,403	△ 15				4	4,206	△ 63			
135	4	3,407	△ 15				5	4,210	△ 63			
136	4	3,411	△ 15				4	4,215	△ 63			
137	4	3,415	△ 15				4	4,219	△ 63			
138	4	3,419	△ 15				4	4,223	△ 63			
139	4	3,423	△ 15					4,227	△ 63			
140	4	3,427	△ 15									
141	4	3,431	△ 15									
142	4	3,435	△ 15									
143	4	3,439	△ 15									
144	4	3,443	△ 15									
145	4	3,447	△ 15									
146	4	3,451	△ 15									
147	4	3,455	△ 15									

(単位: 百万円)

[illegible]

再任用職員

再任用職員													(単位:百円)											
1 級			2 級			3 級			4 級															
		2,078		2,053	△ 25	△ 1.2		2,414		2,363	△ 31	△ 1.3		2,769		2,733	△ 36	△ 1.3		2,952		2,914	△ 38	△ 1.3

21年度 行政職給料表(一)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

5 級					6 級				
号給	現行 間差金額	改定 間差金額	引上率 %	号給	現行 間差金額	改定 間差金額	引上率 %	号給	現行 間差金額
1	25	2923	25	2893	30	3396	30	3396	39
2	25	2948	24	2918	30	3422	30	3422	39
3	25	2973	25	2942	31	3448	31	3448	40
4	24	2998	24	2967	31	3475	31	3475	40
5	25	3022	25	2991	31	3502	31	3502	40
6	25	3047	24	3016	31	3528	31	3528	41
7	25	3072	25	3040	32	3555	32	3555	41
8	25	3097	25	3065	32	3582	32	3582	41
9	25	3122	25	3090	32	3609	32	3609	41
10	23	3147	24	3115	32	3635	32	3635	42
11	26	3172	25	3139	33	3662	33	3662	42
12	26	3198	25	3164	34	3689	34	3689	42
13	26	3224	25	3189	35	3716	35	3716	42
14	26	3250	26	3214	36	3743	36	3743	43
15	26	3276	26	3240	36	3771	36	3771	43
16	26	3302	25	3266	36	3798	36	3798	44
17	26	3328	25	3291	37	3826	37	3826	44
18	26	3354	26	3316	38	3854	38	3854	44
19	27	3380	26	3342	38	3882	38	3882	45
20	26	3407	26	3368	39	3911	39	3911	45
21	26	3433	26	3394	39	3940	39	3940	45
22	27	3459	27	3420	39	3968	39	3968	46
23	27	3486	27	3447	39	3997	39	3997	46
24	26	3513	26	3474	40	4026	40	4026	46
25	27	3539	27	3500	40	4056	40	4056	46
26	27	3566	26	3527	40	4084	40	4084	47
27	26	3593	26	3553	41	4112	41	4112	47
28	26	3619	26	3579	40	4139	40	4139	48
29	26	3645	26	3605	40	4166	40	4166	48
30	27	3671	26	3631	40	4193	40	4193	49
31	27	3698	26	3657	41	4220	41	4220	49
32	26	3725	26	3683	42	4248	42	4248	50
33	26	3751	26	3709	42	4276	42	4276	50
34	26	3777	26	3735	42	4304	42	4304	51
35	25	3803	25	3761	42	4332	42	4332	51
36	25	3828	24	3786	42	4360	42	4360	51
37	26	3853	26	3810	43	4388	43	4388	51
38	25	3879	24	3836	43	4416	43	4416	52
39	25	3904	25	3860	44	4444	44	4444	52
40	26	3929	25	3885	44	4472	44	4472	53
41	25	3955	25	3910	45	4500	45	4500	54
42	26	3980	26	3935	45	4528	45	4528	54
43	25	4006	24	3961	45	4556	45	4556	54
44	25	4031	25	3985	46	4584	46	4584	54
45	25	4056	25	4010	46	4612	46	4612	54
46	26	4081	25	4035	46	4640	46	4640	54
47	25	4107	24	4060	47	4668	47	4668	54
48	24	4132	24	4084	48	4696	48	4696	55
49	21	4156	20	4108	48	4724	48	4724	55
50	20	4177	19	4128	49	4752	49	4752	55

(単位: 百万円)

5 級				6 級				(単位:円/ト)					
号給	現行 間差	改定 金額	引上率 %	号給	現行 間差	改定 金額	引上率 %	号給	現行 間差	改定 金額	引上率 %		
51	20	4,197	19	4,147	△ 50	△ 12	51	7	4,613	7	4,557	△ 56	△ 12
52	19	4,217	18	4,166	△ 51	△ 12	52	7	4,620	6	4,564	△ 56	△ 12
53	16	4,236	16	4,184	△ 52	△ 12	53	7	4,627	7	4,570	△ 57	△ 12
54	16	4,252	16	4,200	△ 52	△ 12	54	7	4,634	7	4,577	△ 57	△ 12
55	16	4,268	15	4,216	△ 52	△ 12	55	6	4,641	6	4,584	△ 57	△ 12
56	14	4,284	14	4,231	△ 53	△ 12	56	6	4,647	6	4,590	△ 57	△ 12
57	14	4,298	14	4,245	△ 53	△ 12	57	6	4,653	6	4,596	△ 57	△ 12
58	14	4,312	14	4,259	△ 53	△ 12	58	6	4,659	6	4,602	△ 57	△ 12
59	12	4,326	12	4,273	△ 53	△ 12	59	6	4,665	5	4,608	△ 57	△ 12
60	13	4,338	13	4,285	△ 53	△ 12	60	5	4,671	5	4,613	△ 58	△ 12
61	10	4,351	10	4,298	△ 53	△ 12	61	5	4,676	5	4,618	△ 58	△ 12
62	10	4,361	10	4,308	△ 53	△ 12	62	5	4,681	5	4,623	△ 58	△ 12
63	10	4,371	10	4,318	△ 53	△ 12	63	5	4,686	5	4,628	△ 58	△ 12
64	9	4,381	9	4,328	△ 53	△ 12	64	5	4,691	5	4,633	△ 58	△ 12
65	9	4,390	9	4,337	△ 53	△ 12	65	5	4,696	5	4,638	△ 58	△ 12
66	9	4,399	9	4,346	△ 53	△ 12	66	5	4,701	5	4,643	△ 58	△ 12
67	9	4,408	9	4,355	△ 53	△ 12	67	5	4,706	5	4,648	△ 58	△ 12
68	9	4,417	8	4,364	△ 53	△ 12	68	5	4,711	5	4,653	△ 58	△ 12
69	6	4,426	6	4,372	△ 54	△ 12	69	5	4,716	5	4,658	△ 58	△ 12
70	6	4,432	6	4,378	△ 54	△ 12	70	5	4,721	5	4,663	△ 58	△ 12
71	5	4,438	5	4,384	△ 54	△ 12	71	5	4,726	5	4,668	△ 58	△ 12
72	5	4,443	5	4,389	△ 54	△ 12	72	5	4,731	5	4,673	△ 58	△ 12
73	5	4,448	5	4,394	△ 54	△ 12	73	5	4,736	5	4,678	△ 58	△ 12
74	5	4,453	5	4,399	△ 54	△ 12	74	5	4,741	5	4,683	△ 58	△ 12
75	5	4,458	5	4,404	△ 54	△ 12	75	5	4,746	5	4,688	△ 58	△ 12
76	5	4,463	5	4,409	△ 54	△ 12	76	5	4,751	5	4,693	△ 58	△ 12
77	5	4,468	5	4,414	△ 54	△ 12	77	5	4,756	5	4,698	△ 58	△ 12
78	5	4,473	5	4,419	△ 54	△ 12	78	5	4,761	5	4,703	△ 58	△ 12
79	5	4,478	5	4,424	△ 54	△ 12	79	5	4,766	5	4,708	△ 58	△ 12
80	5	4,483	5	4,429	△ 54	△ 12	80	5	4,771	5	4,713	△ 58	△ 12
81	5	4,488	5	4,434	△ 54	△ 12	81	5	4,776	4	4,718	△ 58	△ 12
82	5	4,493	5	4,439	△ 54	△ 12	82	5	4,781	5	4,722	△ 59	△ 12
83	5	4,498	5	4,444	△ 54	△ 12	83	5	4,786	5	4,727	△ 59	△ 12
84	5	4,503	5	4,449	△ 54	△ 12	84	5	4,791	5	4,732	△ 59	△ 12
85	5	4,508	5	4,454	△ 54	△ 12	85		4,796		4,737	△ 59	△ 12
86	5	4,513	5	4,459	△ 54	△ 12							
87	5	4,518	5	4,464	△ 54	△ 12							
88	5	4,523	5	4,469	△ 54	△ 12							
89	5	4,528	5	4,474	△ 54	△ 12							
90	5	4,533	5	4,479	△ 54	△ 12							
91	5	4,538	5	4,484	△ 54	△ 12							
92	5	4,543	5	4,489	△ 54	△ 12							
93	5	4,548	5	4,494	△ 54	△ 12							
94	5	4,553	5	4,499	△ 54	△ 12							
95	5	4,558	5	4,504	△ 54	△ 12							
96	5	4,563	5	4,509	△ 54	△ 12							
97	5	4,568	5	4,514	△ 54	△ 12							
98	5	4,573	5	4,519	△ 54	△ 12							
99	5	4,578	5	4,524	△ 54	△ 12							
100	5	4,583	5	4,529	△ 54	△ 12							

(単位: 百万円)

5 級														6 級													
号給	現行 間差	現行 金額	改定 間差	改定 金額	引上額	引上率 %	号給	現行 間差	現行 金額	改定 間差	改定 金額	引上額	引上率 %														
101	5	4,588	5	4,534	△ 54	△ 1.2																					
102	5	4,593	5	4,539	△ 54	△ 1.2																					
103	5	4,598	5	4,544	△ 54	△ 1.2																					
104	5	4,603	4	4,549	△ 54	△ 1.2																					
105	5	4,608	5	4,553	△ 55	△ 1.2																					
106	5	4,613	5	4,558	△ 55	△ 1.2																					
107	5	4,618	5	4,563	△ 55	△ 1.2																					
108	5	4,623	4	4,568	△ 55	△ 1.2																					
109		4,628		4,572	△ 56	△ 1.2																					

(単位: 百円)

再任用職員										(単位:百円)					
					5級					6級					
					3,171		3,133	△ 38	△ 1.2		3,506		3,464	△ 42	△ 1.2

21年度 行政職給料表(二)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

1級				2級				3級				4級						
号給	現行 間差	金額	引上率 %	号給	現行 間差	金額	引上率 %	号給	現行 間差	金額	引上率 %	号給	現行 間差	金額	引上率 %			
1	6	1,309	0	0	1	20	1,983	19	1,966	△ 17	△ 0.9	1	21	2,255	20	2,238	△ 17	△ 0.8
2	6	1,315	0	0	2	20	2,003	19	1,985	△ 18	△ 0.9	2	21	2,276	20	2,258	△ 18	△ 0.8
3	6	1,321	0	0	3	21	2,023	22	2,004	△ 19	△ 0.9	3	21	2,297	20	2,278	△ 19	△ 0.8
4	7	1,327	0	0	4	20	2,044	20	2,026	△ 18	△ 0.9	4	20	2,318	20	2,298	△ 20	△ 0.9
5	6	1,334	0	0	5	20	2,064	20	2,046	△ 18	△ 0.9	5	21	2,338	20	2,318	△ 20	△ 0.9
6	6	1,340	0	0	6	21	2,084	20	2,066	△ 18	△ 0.9	6	21	2,359	20	2,338	△ 21	△ 0.9
7	7	1,346	0	0	7	20	2,105	20	2,086	△ 19	△ 0.9	7	21	2,380	21	2,358	△ 22	△ 0.9
8	7	1,353	0	0	8	21	2,125	21	2,106	△ 19	△ 0.9	8	21	2,401	21	2,379	△ 22	△ 0.9
9	6	1,360	0	0	9	21	2,146	20	2,127	△ 19	△ 0.9	9	21	2,422	20	2,400	△ 22	△ 0.9
10	7	1,366	0	0	10	21	2,167	20	2,147	△ 20	△ 0.9	10	21	2,443	21	2,420	△ 23	△ 0.9
11	7	1,373	0	0	11	21	2,188	21	2,167	△ 21	△ 1.0	11	21	2,464	21	2,441	△ 23	△ 0.9
12	7	1,380	0	0	12	22	2,209	21	2,188	△ 21	△ 1.0	12	22	2,485	21	2,462	△ 23	△ 0.9
13	10	1,387	0	0	13	21	2,231	21	2,209	△ 22	△ 1.0	13	21	2,507	20	2,483	△ 24	△ 1.0
14	10	1,397	0	0	14	22	2,252	21	2,230	△ 22	△ 1.0	14	21	2,528	21	2,503	△ 25	△ 1.0
15	10	1,407	0	0	15	22	2,274	21	2,251	△ 23	△ 1.0	15	21	2,549	21	2,524	△ 25	△ 1.0
16	10	1,417	0	0	16	21	2,296	21	2,272	△ 24	△ 1.0	16	22	2,570	21	2,545	△ 26	△ 1.0
17	11	1,427	0	0	17	21	2,317	22	2,293	△ 24	△ 1.0	17	21	2,592	20	2,566	△ 26	△ 1.0
18	11	1,438	0	0	18	21	2,338	21	2,315	△ 23	△ 1.0	18	21	2,613	21	2,587	△ 27	△ 1.0
19	12	1,449	0	0	19	22	2,359	21	2,336	△ 23	△ 1.0	19	21	2,634	21	2,607	△ 27	△ 1.0
20	12	1,461	0	0	20	21	2,381	21	2,357	△ 24	△ 1.0	20	22	2,655	21	2,628	△ 27	△ 1.0
21	16	1,473	0	0	21	22	2,402	21	2,378	△ 24	△ 1.0	21	21	2,677	20	2,649	△ 28	△ 1.0
22	16	1,489	0	0	22	21	2,424	21	2,399	△ 25	△ 1.0	22	21	2,698	21	2,669	△ 29	△ 1.1
23	16	1,505	0	0	23	21	2,445	21	2,420	△ 25	△ 1.0	23	21	2,719	21	2,690	△ 29	△ 1.1
24	17	1,521	0	0	24	21	2,466	20	2,441	△ 25	△ 1.0	24	22	2,740	21	2,711	△ 29	△ 1.1
25	17	1,538	0	0	25	21	2,487	21	2,461	△ 26	△ 1.0	25	21	2,762	21	2,732	△ 30	△ 1.1
26	18	1,555	0	0	26	21	2,508	21	2,482	△ 26	△ 1.0	26	22	2,783	21	2,753	△ 30	△ 1.1
27	18	1,573	0	0	27	20	2,529	20	2,503	△ 26	△ 1.0	27	22	2,805	21	2,774	△ 31	△ 1.1
28	18	1,591	0	0	28	20	2,550	20	2,523	△ 27	△ 1.1	28	22	2,827	21	2,795	△ 32	△ 1.1
29	18	1,609	0	0	29	20	2,570	19	2,543	△ 27	△ 1.1	29	21	2,849	20	2,816	△ 33	△ 1.2
30	18	1,627	0	0	30	20	2,590	20	2,562	△ 28	△ 1.1	30	22	2,870	22	2,836	△ 34	△ 1.2
31	18	1,645	0	0	31	20	2,610	20	2,582	△ 28	△ 1.1	31	22	2,892	21	2,858	△ 34	△ 1.2
32	18	1,663	0	0	32	20	2,630	19	2,602	△ 28	△ 1.1	32	22	2,914	22	2,879	△ 35	△ 1.2
33	18	1,681	0	0	33	20	2,650	20	2,621	△ 29	△ 1.1	33	22	2,936	21	2,901	△ 35	△ 1.2
34	19	1,699	0	0	34	20	2,670	20	2,641	△ 29	△ 1.1	34	22	2,958	21	2,922	△ 36	△ 1.2
35	20	1,718	0	0	35	20	2,690	19	2,661	△ 29	△ 1.1	35	21	2,980	21	2,943	△ 37	△ 1.2
36	20	1,738	0	0	36	20	2,710	19	2,680	△ 30	△ 1.1	36	21	3,001	22	2,964	△ 37	△ 1.2
37	20	1,758	0	0	37	20	2,730	20	2,699	△ 31	△ 1.1	37	22	3,022	22	2,986	△ 36	△ 1.2
38	20	1,778	0	0	38	20	2,750	19	2,719	△ 31	△ 1.1	38	22	3,044	21	3,008	△ 36	△ 1.2
39	20	1,798	0	0	39	20	2,770	19	2,738	△ 32	△ 1.2	39	21	3,066	21	3,029	△ 37	△ 1.2
40	20	1,818	0	0	40	20	2,790	19	2,757	△ 33	△ 1.2	40	21	3,087	21	3,050	△ 37	△ 1.2
41	20	1,838	0	0	41	20	2,810	20	2,776	△ 34	△ 1.2	41	21	3,108	21	3,071	△ 37	△ 1.2
42	20	1,858	0	0	42	20	2,830	19	2,796	△ 34	△ 1.2	42	20	3,129	20	3,092	△ 37	△ 1.2
43	20	1,878	0	0	43	20	2,850	19	2,815	△ 35	△ 1.2	43	21	3,149	21	3,112	△ 37	△ 1.2
44	20	1,898	0	0	44	20	2,870	19	2,834	△ 36	△ 1.3	44	21	3,170	20	3,133	△ 37	△ 1.2
45	20	1,918	0	0	45	20	2,890	20	2,853	△ 37	△ 1.3	45	21	3,191	20	3,153	△ 38	△ 1.2
46	20	1,938	0	0	46	20	2,910	19	2,873	△ 37	△ 1.3	46	20	3,212	20	3,173	△ 39	△ 1.2
47	20	1,958	0	0	47	20	2,929	19	2,892	△ 37	△ 1.3	47	21	3,232	20	3,193	△ 39	△ 1.2
48	20	1,978	0	0	48	19	2,949	19	2,911	△ 38	△ 1.3	48	20	3,253	20	3,213	△ 40	△ 1.2
49	20	1,998	0	0	49	20	2,968	19	2,930	△ 38	△ 1.3	49	20	3,273	20	3,233	△ 40	△ 1.2
50	20	2,018	0	0	50	20	2,988	19	2,949	△ 39	△ 1.3	50	20	3,293	20	3,253	△ 40	△ 1.2

21年度 行政職給料表(二)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

号給	1 級			2 級			3 級			4 級		
	現行	改定	引上率	現行	改定	引上率	現行	改定	引上率	現行	改定	引上率
	金額	金額	%	金額	金額	%	金額	金額	%	金額	金額	%
51	2,038	2,030	△ 0.4	19	3,007	△ 39	51	20	△ 1.3	21	3,777	△ 40
52	2,058	2,050	△ 0.4	19	3,026	△ 39	52	19	△ 1.3	21	3,798	△ 41
53	2,078	2,069	△ 0.4	18	3,045	△ 39	53	19	△ 1.3	21	3,819	△ 41
54	2,098	2,088	△ 0.5	18	3,063	△ 39	54	19	△ 1.3	21	3,838	△ 42
55	2,118	2,108	△ 0.5	18	3,081	△ 39	55	19	△ 1.3	21	3,857	△ 42
56	2,138	2,127	△ 0.5	17	3,099	△ 40	56	18	△ 1.3	21	3,875	△ 43
57	2,158	2,146	△ 0.6	17	3,116	△ 40	57	18	△ 1.3	21	3,893	△ 43
58	2,178	2,165	△ 0.6	16	3,133	△ 41	58	18	△ 1.3	21	3,911	△ 44
59	2,198	2,185	△ 0.6	16	3,149	△ 41	59	18	△ 1.3	21	3,929	△ 44
60	2,218	2,203	△ 0.7	16	3,165	△ 41	60	17	△ 1.3	21	3,947	△ 45
61	2,237	2,222	△ 0.7	16	3,181	△ 41	61	17	△ 1.3	21	3,964	△ 45
62	2,257	2,241	△ 0.7	16	3,197	△ 41	62	17	△ 1.3	21	3,981	△ 46
63	2,277	2,260	△ 0.7	16	3,213	△ 42	63	17	△ 1.3	21	3,998	△ 46
64	2,297	2,278	△ 0.8	16	3,229	△ 42	64	17	△ 1.3	21	4,015	△ 47
65	2,316	2,298	△ 0.8	15	3,245	△ 43	65	17	△ 1.3	21	4,032	△ 47
66	2,336	2,317	△ 0.8	14	3,260	△ 44	66	16	△ 1.3	21	4,049	△ 48
67	2,356	2,336	△ 0.8	14	3,274	△ 44	67	16	△ 1.3	21	4,066	△ 48
68	2,376	2,355	△ 0.9	14	3,288	△ 44	68	16	△ 1.3	21	4,083	△ 49
69	2,395	2,373	△ 0.9	13	3,302	△ 44	69	15	△ 1.3	21	4,100	△ 49
70	2,414	2,391	△ 1.0	13	3,315	△ 44	70	14	△ 1.3	21	4,117	△ 50
71	2,434	2,410	△ 1.0	12	3,328	△ 44	71	14	△ 1.3	21	4,134	△ 50
72	2,453	2,429	△ 1.0	12	3,340	△ 46	72	14	△ 1.4	21	4,151	△ 51
73	2,472	2,447	△ 1.0	12	3,353	△ 46	73	12	△ 1.4	21	4,168	△ 51
74	2,491	2,465	△ 1.0	12	3,365	△ 46	74	11	△ 1.4	21	4,185	△ 52
75	2,510	2,484	△ 1.0	11	3,377	△ 47	75	11	△ 1.4	21	4,202	△ 52
76	2,529	2,502	△ 1.1	11	3,388	△ 47	76	11	△ 1.4	21	4,219	△ 53
77	2,548	2,520	△ 1.1	11	3,399	△ 47	77	10	△ 1.4	21	4,236	△ 53
78	2,567	2,538	△ 1.1	11	3,410	△ 47	78	10	△ 1.4	21	4,253	△ 54
79	2,586	2,556	△ 1.2	11	3,421	△ 47	79	10	△ 1.4	21	4,270	△ 54
80	2,605	2,574	△ 1.2	11	3,432	△ 47	80	10	△ 1.4	21	4,287	△ 55
81	2,624	2,592	△ 1.2	10	3,443	△ 48	81	10	△ 1.4	21	4,304	△ 55
82	2,643	2,610	△ 1.2	10	3,453	△ 48	82	10	△ 1.4	21	4,321	△ 56
83	2,662	2,628	△ 1.3	10	3,463	△ 48	83	9	△ 1.4	21	4,338	△ 56
84	2,681	2,646	△ 1.3	10	3,473	△ 48	84	9	△ 1.4	21	4,355	△ 57
85	2,699	2,664	△ 1.3	9	3,483	△ 49	85	9	△ 1.4	21	4,372	△ 57
86	2,718	2,682	△ 1.3	8	3,492	△ 50	86	8	△ 1.4	21	4,389	△ 58
87	2,736	2,700	△ 1.3	8	3,500	△ 50	87	8	△ 1.4	21	4,406	△ 58
88	2,754	2,718	△ 1.3	8	3,508	△ 50	88	8	△ 1.4	21	4,423	△ 59
89	2,772	2,736	△ 1.3	8	3,516	△ 50	89	7	△ 1.4	21	4,440	△ 59
90	2,790	2,754	△ 1.3	8	3,524	△ 50	90	7	△ 1.4	21	4,457	△ 60
91	2,808	2,772	△ 1.3	7	3,532	△ 50	91	7	△ 1.4	21	4,474	△ 60
92	2,826	2,789	△ 1.3	7	3,539	△ 50	92	7	△ 1.4	21	4,491	△ 61
93	2,844	2,806	△ 1.3	7	3,546	△ 50	93	6	△ 1.4	21	4,508	△ 61
94	2,861	2,823	△ 1.3	7	3,553	△ 50	94	6	△ 1.4	21	4,525	△ 62
95	2,879	2,841	△ 1.3	7	3,560	△ 50	95	6	△ 1.4	21	4,542	△ 62
96	2,896	2,857	△ 1.3	7	3,567	△ 50	96	6	△ 1.4	21	4,559	△ 63
97	2,913	2,874	△ 1.3	7	3,574	△ 50	97	6	△ 1.4	21	4,576	△ 63
98	2,930	2,891	△ 1.3	7	3,581	△ 50	98	6	△ 1.4	21	4,593	△ 64
99	2,948	2,909	△ 1.3	7	3,588	△ 50	99	6	△ 1.4	21	4,610	△ 64
100	2,965	2,925	△ 1.3	6	3,595	△ 50	100	6	△ 1.4	21	4,627	△ 65

21年度 行政職給料表(二)改定
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

1級				2級				3級				4級								
号給	現行	改定	引上率	号給	現行	改定	引上率	号給	現行	改定	引上率	号給	現行	改定	引上率					
間差	金額	間差	%	間差	金額	間差	%	間差	金額	間差	%	間差	金額	間差	%					
101	14	2,982	14	2,942	△ 40	△ 1.3	101	6	3,601	6	3,551	△ 50	△ 1.4	101	5	4,250	5	4,189	△ 61	△ 1.4
102	15	2,996	14	2,956	△ 40	△ 1.3	102	6	3,607	6	3,557	△ 50	△ 1.4	102	5	4,255	5	4,194	△ 61	△ 1.4
103	15	3,011	14	2,970	△ 41	△ 1.4	103	6	3,613	6	3,563	△ 50	△ 1.4	103	5	4,260	4	4,199	△ 61	△ 1.4
104	14	3,026	14	2,984	△ 42	△ 1.4	104	6	3,619	5	3,569	△ 50	△ 1.4	104	4	4,265	4	4,203	△ 62	△ 1.5
105	13	3,040	13	2,998	△ 42	△ 1.4	105	6	3,625	5	3,574	△ 51	△ 1.4	105	5	4,269	5	4,207	△ 62	△ 1.5
106	12	3,053	12	3,011	△ 42	△ 1.4	106	5	3,631	5	3,579	△ 52	△ 1.4	106	5	4,274	4	4,212	△ 62	△ 1.5
107	13	3,065	12	3,023	△ 42	△ 1.4	107	5	3,636	5	3,584	△ 52	△ 1.4	107	5	4,279	5	4,216	△ 63	△ 1.5
108	12	3,078	12	3,035	△ 43	△ 1.4	108	5	3,641	4	3,589	△ 52	△ 1.4	108	4	4,284	4	4,221	△ 63	△ 1.5
109	12	3,090	12	3,047	△ 43	△ 1.4	109	5	3,646	5	3,593	△ 53	△ 1.5	109	5	4,288	5	4,225	△ 63	△ 1.5
110	12	3,102	11	3,059	△ 43	△ 1.4	110	5	3,651	4	3,598	△ 53	△ 1.5	110	5	4,293	4	4,230	△ 63	△ 1.5
111	11	3,114	11	3,070	△ 44	△ 1.4	111	5	3,656	5	3,602	△ 54	△ 1.5	111	4	4,298	4	4,234	△ 64	△ 1.5
112	11	3,125	11	3,081	△ 44	△ 1.4	112	5	3,661	5	3,607	△ 54	△ 1.5	112	4	4,302	4	4,238	△ 64	△ 1.5
113	10	3,136	10	3,092	△ 44	△ 1.4	113	5	3,666	5	3,612	△ 54	△ 1.5	113	5	4,306	5	4,242	△ 64	△ 1.5
114	10	3,146	10	3,102	△ 44	△ 1.4	114	5	3,671	5	3,617	△ 54	△ 1.5	114	5	4,311	4	4,247	△ 64	△ 1.5
115	10	3,156	10	3,112	△ 44	△ 1.4	115	5	3,676	5	3,622	△ 54	△ 1.5	115	4	4,316	4	4,251	△ 65	△ 1.5
116	10	3,166	9	3,122	△ 44	△ 1.4	116	4	3,681	4	3,627	△ 54	△ 1.5	116	4	4,320	4	4,255	△ 65	△ 1.5
117	8	3,176	8	3,131	△ 45	△ 1.4	117	5	3,685	5	3,631	△ 54	△ 1.5	117	4	4,324	4	4,259	△ 65	△ 1.5
118	8	3,184	8	3,139	△ 45	△ 1.4	118	5	3,690	5	3,636	△ 54	△ 1.5							
119	8	3,192	7	3,147	△ 45	△ 1.4	119	5	3,695	5	3,641	△ 54	△ 1.5							
120	8	3,200	7	3,154	△ 46	△ 1.4	120	4	3,700	4	3,646	△ 54	△ 1.5							
121	6	3,208	6	3,161	△ 47	△ 1.5	121	5	3,704	5	3,650	△ 54	△ 1.5							
122	6	3,214	6	3,167	△ 47	△ 1.5	122	5	3,709	5	3,655	△ 54	△ 1.5							
123	6	3,220	6	3,173	△ 47	△ 1.5	123	5	3,714	5	3,660	△ 54	△ 1.5							
124	6	3,226	5	3,179	△ 47	△ 1.5	124	4	3,719	4	3,665	△ 54	△ 1.5							
125	6	3,232	7	3,184	△ 48	△ 1.5	125	5	3,723	4	3,669	△ 54	△ 1.5							
126	5	3,238	4	3,191	△ 47	△ 1.5	126	5	3,728	5	3,673	△ 55	△ 1.5							
127	6	3,243	6	3,195	△ 48	△ 1.5	127	5	3,733	5	3,678	△ 55	△ 1.5							
128	6	3,249	5	3,201	△ 48	△ 1.5	128	4	3,738	4	3,683	△ 55	△ 1.5							
129	6	3,255	6	3,206	△ 49	△ 1.5	129	5	3,742	5	3,687	△ 55	△ 1.5							
130	6	3,261	6	3,212	△ 49	△ 1.5	130	5	3,747	5	3,692	△ 55	△ 1.5							
131	6	3,267	5	3,218	△ 49	△ 1.5	131	4	3,752	4	3,697	△ 55	△ 1.5							
132	5	3,273	5	3,223	△ 50	△ 1.5	132	4	3,756	4	3,701	△ 55	△ 1.5							
133	5	3,278	5	3,228	△ 50	△ 1.5	133	5	3,760	5	3,705	△ 55	△ 1.5							
134	5	3,283	5	3,233	△ 50	△ 1.5	134	5	3,765	5	3,710	△ 55	△ 1.5							
135	5	3,288	5	3,238	△ 50	△ 1.5	135	4	3,770	4	3,715	△ 55	△ 1.5							
136	5	3,293	5	3,243	△ 50	△ 1.5	136	4	3,774	4	3,719	△ 55	△ 1.5							
137	5	3,298	5	3,248	△ 50	△ 1.5	137		3,778		3,723	△ 55	△ 1.5							
138	5	3,303	5	3,253	△ 50	△ 1.5														
139	5	3,308	5	3,258	△ 50	△ 1.5														
140	5	3,313	5	3,263	△ 50	△ 1.5														
141	5	3,318	5	3,268	△ 50	△ 1.5														
142	5	3,323	5	3,273	△ 50	△ 1.5														
143	5	3,328	5	3,278	△ 50	△ 1.5														
144	5	3,333	5	3,283	△ 50	△ 1.5														
145	5	3,338	5	3,288	△ 50	△ 1.5														
146	5	3,343	5	3,293	△ 50	△ 1.5														
147	5	3,348	5	3,298	△ 50	△ 1.5														
148	5	3,353	5	3,303	△ 50	△ 1.5														
149	5	3,358	5	3,308	△ 50	△ 1.5														
150	5	3,363	5	3,313	△ 50	△ 1.5														

(単位: 百万円)

(単位:百円)(単位:百円)

職員の手給の切替表

○切替日の前日において行政職給表(二)の適用を受ける職員の新号給及び調整号給数

現級 旧号給	1級		2級		3級		4級	
	号給	調整号給数	号給	調整号給数	号給	調整号給数	号給	調整号給数
1	9							
2	10							
3	11							
4	12							
5	13							
6	14							
7	15							
8	15							
9	16							
10	17							
11	18							
12	18							
13	19							
14	20							
15	20							
16	21							
17	22							
18	23							
19	24							
20	25							
21	26							
22	27							
23	28							
24	29							
25	30							
26	31							
27	32							
28	33							
29	35							
30	36							
31	37							
32	38							
33	39							
34	40							
35	41							
36	42							
37	43							
38	45							
39	46							
40	47							
41	48							
42	49							
43	51							
44	52							
45	53							
46	54							
47	55							
48	56							
49	57							
50	58							
51	60							
52	61							
53	62							
54	63							
55	64							
56	65							
57	66							
58	67							
59	69							
60	70							
61	71							
62	72							
63	73							
64	74							
65	76							
66	77							
67	78							
68	79							
69	80							
70	81							
71	82							
72	84							
73	85							
74	86							
75	87							
76	88							
77	89							
78	90							
79	92							
80	93							
81	94							
82	95							
83	96							

現級 旧号給	1級		2級		3級		4級	
	号給	調整号給数	号給	調整号給数	号給	調整号給数	号給	調整号給数
84	98							
85	99							
86	100							
87	101							
88	102							
89	104							
90	105							
91	107							
92	109							
93	110							
94	112							
95	114							
96	116							
97	118							
98	121							
99	125							
100	129							
101	133							
102	136							
103	140							
104	144							
105	148							
106	151							
107	154							
108	156							
109	162							
110	165							
111	169							
112	173							
113	176							
114	180							
115	183							
116	186							
117	189							
118	192							
119	195							
120	197							
121	199							
122	201							
123	203							
124	205							
125	207							
126	209							
127	211							
128	213							
129	214							
130	216							
131	218							
132	220							
133	222							
134	223							
135	225							
136	227							
137	228							
138	230							
139	232							
140	233							
141	235							
142	237							
143	238							
144	240							
145	242							
146	243							
147	245							
148	247							
149	248							
150	250							
151	252							
152	253							
153	255							
154	257							
155	258							
156	260							
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								

備考

- 「現級」は、切替日の前日における職員の級である。
- 「旧号給」は、切替日の前日における号給である。
- 切替日以降の直近の昇給日における昇給の号給数は、本則における号給数から調整号給数の欄に掲げる調整号給数を減じた数とする。ただし、当該日における昇給の号給数が調整号給数の欄に掲げる調整号給数に満たない場合は、次期以降の昇給日において調整号給数を昇給の号給数から減じることとする。

平成22年度適用 行政職給料表(二)
再任用職員以外の職員

(単位: 百円)

職員の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1,271	2,309	2,718	3,035
2	1,276	2,328	2,737	3,057
3	1,281	2,347	2,756	3,079
4	1,286	2,365	2,775	3,100
5	1,291	2,383	2,795	3,121
6	1,296	2,401	2,814	3,143
7	1,301	2,419	2,833	3,165
8	1,307	2,436	2,852	3,186
9	1,313	2,453	2,871	3,207
10	1,318	2,471	2,890	3,228
11	1,325	2,489	2,909	3,248
12	1,331	2,506	2,927	3,268
13	1,337	2,523	2,945	3,288
14	1,345	2,541	2,963	3,308
15	1,354	2,558	2,981	3,328
16	1,363	2,575	2,999	3,348
17	1,372	2,592	3,017	3,368
18	1,383	2,610	3,035	3,388
19	1,395	2,627	3,053	3,408
20	1,407	2,644	3,070	3,428
21	1,419	2,661	3,087	3,447
22	1,431	2,679	3,104	3,467
23	1,443	2,696	3,120	3,486
24	1,455	2,713	3,136	3,505
25	1,467	2,730	3,152	3,524
26	1,481	2,747	3,168	3,541
27	1,496	2,764	3,183	3,557
28	1,511	2,781	3,198	3,573
29	1,526	2,798	3,213	3,589
30	1,542	2,814	3,228	3,602
31	1,558	2,830	3,243	3,614
32	1,574	2,845	3,258	3,626
33	1,591	2,860	3,272	3,638
34	1,607	2,875	3,287	3,649
35	1,624	2,889	3,301	3,660
36	1,641	2,903	3,315	3,671
37	1,658	2,917	3,329	3,681
38	1,674	2,931	3,342	3,691
39	1,691	2,945	3,354	3,701
40	1,708	2,958	3,366	3,710
41	1,725	2,971	3,378	3,719
42	1,741	2,984	3,388	3,728
43	1,758	2,997	3,397	3,736
44	1,775	3,009	3,406	3,744
45	1,792	3,021	3,415	3,752
46	1,808	3,032	3,424	3,759
47	1,825	3,043	3,433	3,765
48	1,842	3,053	3,441	3,771
49	1,859	3,063	3,449	3,777
50	1,875	3,073	3,457	3,782

職員の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
51	1,892	3,083	3,465	3,787
52	1,909	3,093	3,473	3,791
53	1,926	3,102	3,480	3,795
54	1,943	3,111	3,487	3,800
55	1,960	3,120	3,494	3,804
56	1,977	3,129	3,501	3,808
57	1,994	3,138	3,507	3,812
58	2,011	3,147	3,512	3,816
59	2,028	3,155	3,517	3,820
60	2,045	3,163	3,522	3,824
61	2,062	3,171	3,526	3,828
62	2,080	3,178	3,531	3,832
63	2,097	3,185	3,535	3,836
64	2,114	3,192	3,539	3,840
65	2,131	3,198	3,543	3,843
66	2,148	3,204	3,548	3,847
67	2,165	3,210	3,552	3,851
68	2,182	3,216	3,556	3,855
69	2,198	3,222	3,560	3,858
70	2,215	3,228	3,565	3,862
71	2,231	3,234	3,569	3,865
72	2,247	3,240	3,573	3,868
73	2,263	3,245	3,577	3,871
74	2,280	3,251	3,581	3,875
75	2,296	3,256	3,585	3,878
76	2,312	3,261	3,588	3,881
77	2,328	3,266	3,591	3,884
78	2,345	3,271	3,595	3,888
79	2,361	3,276	3,598	3,891
80	2,377	3,280	3,601	3,894
81	2,393	3,284	3,604	3,897
82	2,410	3,288	3,607	3,901
83	2,426	3,292	3,610	3,904
84	2,442	3,295	3,613	3,907
85	2,458	3,298	3,617	3,910
86	2,474	3,301	3,621	3,913
87	2,490	3,304	3,624	3,916
88	2,506	3,308	3,627	3,919
89	2,522	3,312	3,630	3,922
90	2,538	3,315	3,634	3,925
91	2,554	3,318	3,637	3,928
92	2,569	3,322	3,640	3,931
93	2,584	3,326	3,643	3,934
94	2,600	3,329	3,647	3,937
95	2,616	3,332	3,650	3,940
96	2,630	3,336	3,653	3,943
97	2,645	3,340	3,656	3,946
98	2,660	3,344	3,660	3,949
99	2,675	3,348	3,663	3,952
100	2,690	3,351	3,666	3,955

職員の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
101	2,705	3,354	3,669	3,958
102	2,718	3,358	3,673	3,961
103	2,730	3,361	3,676	3,964
104	2,742	3,364	3,679	3,967
105	2,754	3,367	3,682	3,970
106	2,765	3,371	3,686	3,973
107	2,776	3,374	3,689	3,976
108	2,787	3,377	3,692	3,979
109	2,797	3,380	3,695	3,982
110	2,807	3,384	3,698	3,985
111	2,817	3,387	3,701	3,988
112	2,826	3,390	3,704	3,991
113	2,835	3,393	3,707	3,994
114	2,844	3,396	3,710	3,997
115	2,852	3,399	3,713	4,000
116	2,860	3,402	3,716	4,003
117	2,868	3,405	3,719	4,006
118	2,875	3,408	3,722	4,009
119	2,881	3,411	3,725	4,012
120	2,887	3,414	3,728	4,015
121	2,893	3,417	3,731	4,018
122	2,898	3,420	3,734	4,021
123	2,902	3,423	3,737	4,024
124	2,906	3,426	3,740	4,027
125	2,910	3,429	3,743	4,030
126	2,915	3,432	3,746	4,033
127	2,919	3,435	3,749	4,036
128	2,923	3,438	3,752	4,039
129	2,927	3,441	3,755	4,042
130	2,932	3,444	3,758	4,045
131	2,936	3,447	3,761	4,048
132	2,940	3,450	3,764	4,051
133	2,944	3,453	3,767	4,054
134	2,948	3,456	3,770	4,057
135	2,952	3,459	3,773	4,060
136	2,956	3,462	3,776	4,063
137	2,959	3,465	3,779	4,066
138	2,963	3,468	3,782	4,069
139	2,967	3,471	3,785	4,072
140	2,971	3,474	3,788	4,075
141	2,974	3,477	3,791	4,078
142	2,978	3,480	3,794	4,081
143	2,982	3,483	3,797	4,084
144	2,986	3,486	3,800	4,087
145	2,989	3,489	3,803	4,090
146	2,993	3,492	3,806	4,093
147	2,997	3,495	3,809	4,096
148	3,001	3,498	3,812	4,099
149	3,004	3,501	3,815	4,102
150	3,008	3,504	3,818	

平成22年度適用 行政職給料表(二)

再任用職員以外の職員 (単位: 百円)

職員の氏名	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
151	3,012	3,507	3,821	
152	3,016	3,510	3,824	
153	3,019	3,513	3,827	
154	3,023	3,516	3,830	
155	3,027	3,519	3,833	
156	3,030	3,522	3,836	
157	3,033	3,525	3,839	
158	3,037	3,528	3,842	
159	3,040	3,531	3,845	
160	3,043	3,534	3,848	
161	3,046	3,537	3,851	
162	3,050	3,540	3,854	
163	3,053	3,543	3,857	
164	3,056	3,546	3,860	
165	3,059	3,549	3,863	
166	3,062	3,552	3,866	
167	3,065	3,555	3,869	
168	3,068	3,558	3,872	
169	3,071	3,561	3,875	
170	3,074	3,564	3,878	
171	3,077	3,567	3,881	
172	3,080	3,570	3,884	
173	3,083	3,573	3,887	
174	3,086	3,576	3,890	
175	3,089	3,579	3,893	
176	3,092	3,582	3,896	
177	3,095	3,585	3,899	
178	3,098	3,588	3,902	
179	3,101	3,591	3,905	
180	3,104	3,594	3,908	
181	3,107	3,597	3,911	
182	3,110	3,600	3,914	
183	3,113	3,603	3,917	
184	3,116	3,606	3,920	
185	3,119	3,609	3,923	
186	3,122	3,612	3,926	
187	3,125	3,615	3,929	
188	3,128	3,618	3,932	
189	3,131	3,621	3,935	
190	3,134	3,624		
191	3,137	3,627		
192	3,140	3,630		
193	3,143	3,633		
194	3,146	3,636		
195	3,149	3,639		
196	3,152	3,642		
197	3,155	3,645		
198	3,158	3,648		
199	3,161	3,651		
200	3,164	3,654		

職員の氏名	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
201	3,167	3,657		
202	3,170	3,660		
203	3,173	3,663		
204	3,176	3,666		
205	3,179	3,669		
206	3,182			
207	3,185			
208	3,188			
209	3,191			
210	3,194			
211	3,197			
212	3,200			
213	3,203			
214	3,206			
215	3,209			
216	3,212			
217	3,215			
218	3,218			
219	3,221			
220	3,224			
221	3,227			
222	3,230			
223	3,233			
224	3,236			
225	3,239			
226	3,242			
227	3,245			
228	3,248			
229	3,251			
230	3,254			
231	3,257			
232	3,260			
233	3,263			
234	3,266			
235	3,269			
236	3,272			
237	3,275			
238	3,278			
239	3,281			
240	3,284			
241	3,287			
242	3,290			
243	3,293			
244	3,296			
245	3,299			
246	3,302			
247	3,305			
248	3,308			
249	3,311			
250	3,314			

再任用職員 (単位: 百円)

	2,111	2,266	2,473	2,792
--	-------	-------	-------	-------

平成 21 年 12 月 10 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

総務文教委員長 増 田 俊 一 閣

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 64 号	福生市組織条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 67 号	平成 21 年度福生市一般会計補正予算(第 3 号) (歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分)	原案可決
議案第 68 号	福生野球場整備工事請負契約について	原案同意

平成 21 年 12 月 8 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

建設環境委員長 串 田 金 八 郎

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 66 号	福生市水道事務所設置条例を廃止する条例	原案可決
議案第 65 号	福生市特別会計条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 67 号	平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）	原案可決
議案第 69 号	市道路線の廃止について	原案可決

平成 21 年 12 月 9 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

市民厚生委員長 杉 山 行 男 閣

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議 決 結 果
議案第 67 号	平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）	原案可決

平成 21 年 12 月 8 日

福生市議会議長 大 野 聡 様

建設環境委員長 串 田 金 八 郎

建設環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
陳情第 21-8 号	東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する陳情書 (平成 21 年 11 月 6 日受理)	採 択
陳情第 21-11 号	都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の意見書採択に関する陳情書 (平成 21 年 11 月 20 日受理)	採 択

平成 21 年 12 月 9 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

市民厚生委員長 杉 山 行 男 団

市民厚生委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名		議決結果
陳情第 21-6 号	介護保険に関する陳情書 (平成 21 年 8 月 11 日受理)		不採択 (起立採決)
	理由	陳情項目にある費用負担を見た場合、市の社会保険、社会保障に影響があると考えられ、意に沿いがたい。	

平成 21 年 12 月 8 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

建設環境委員長 串 田 金 八 郎

建設環境委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名	
陳情第 21-10 号	食料の自給力向上と、食の安全安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書 (平成 21 年 11 月 17 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 21-12 号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書 (平成 21 年 11 月 30 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

平成 21 年 12 月 9 日

福生市議会議長 大 野 聰 様

市民厚生委員長 杉 山 行 男 団

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名	
陳情第 21-9 号	東京都に 75 歳以上の医療費の無料化を求める 陳情書 (平成 21 年 11 月 9 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

平成 21 年 12 月 16 日

福生市議会議長 大 野 聡 様

議会運営委員長 青 海 俊 伯 団

議会運営委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名	
陳情第 21-7 号	福生市議会への請願書が不受理とされた場合に福生市代表者福生市議会議長を被告として訴訟ができる教示の様式を定める意見書の採択を求める請願書 (平成 21 年 9 月 24 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 21 年 12 月 18 日第 4 回定例会 5 日目)

総務文教委員会

- 1 行政機構及び職務内容について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 安全安心対策について
- 6 庁舎管理について

建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について
- 5 子育て支援について

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 21 年 12 月 18 日第 4 回定例会 5 日目)

議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議会改革について

